

令和7年1月

令和6年度 第4回全国統一研修会

令和7年度税制改正大綱の内容と法人税実務の留意事項

税理士 上西 左大信

第1部 令和7年度・与党税制改正大綱の重要事項の解説

令和7年1月10日現在の情報に基づきます。

I 概要

令和6年12月20日に「令和7年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党）が公表された。同月27日に「令和7年度税制改正の大綱」が閣議決定された。閣議決定は与党大綱の「令和7年度税制改正の具体的内容」（3部構成のうちの「第二 令和7年度税制改正の具体的内容」の箇所）と同一の内容である。閣議決定を踏まえて財務省がまとめた概要は次の通りである。

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行う。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等を引き上げる。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充する。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行う。これらにより、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応する。

〔個人所得課税〕

（1）物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- 所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円とする。
- 給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上げ、65万円とする。
- 居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から控除額を控除する。

すなわち、親族等の合計所得金額が85万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、また、親族等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に通減し、合計所得金額が123万円を超えると消失する仕組みとする。

（※）控除額等については、所得税の場合のもの。

○上記の改正は、令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用する。

（2）確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等の引上げ

○第二号被保険者の個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額について、勤務先の企業年金の有無等による差異を解消し、企業年金と共通の拠出限度額（現行：月額5.5万円）に一本化した上で、この共通拠出限度額について、月額6.2万円に引き上げる。

○第一号被保険者の個人型確定拠出年金と国民年金基金との共通拠出限度額（現行：月額6.8万円）について、月額7.5万円に引き上げる。

（3）NISAの利便性向上

○つみたて投資枠におけるETFの購入について、定額購入方式における最低取引単位を1,000円以下から1万円以下に引き上げるほか、指定金額内の最大口数での買付け方式を可能とする。

○NISAの金融機関変更時の即日での買付けを可能とする。

（4）子育て支援に関する政策税制

○住宅ローン控除について、1年間の措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乘せする。また、床面積要件を緩和する。

○住宅リフォーム税制について、1年間の措置として、子育て対応改修工事を適用対象に追加する。

○生命保険料控除における新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、1年間の措置として、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における控除額を最高6万円（現行：最高4万円）に引き上げる。

〔資産課税〕

（1）固定資産税の課税標準の特例措置の延長等

- 中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定する等の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。
- (2) 事業承継税制における役員就任要件等の見直し
- 法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。
- 個人版事業承継税制についても、同様の見直しを行う。
- (3) 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長
- 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

〔法人課税〕

- (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等
- 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げる等の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。
- (2) 中小企業経営強化税制の拡充等
- 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものと及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のものを）を追加するほか、所要の見直しを行う。
- (3) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等取得した場合の特別償却又は税額控除制度の拡充等
- 特別償却率を50%に、税額控除率を5%に、それぞれ引き上げる措置について、その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業が、指定業種に該当すること又は指定業種に該当する事業を行う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当すること等の要件を満たす場合を加えるほか、所要の見直しを行う。
- (4) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長等

○関係法令等が改正され、寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限を3年延長する。

〔消費課税〕

(1) 外国人旅行者向け免税制度（輸出品物販売場制度）の見直し

○出国時に税関において持出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、その確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直し。

○一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講ずる。

(2) 二輪車の車両区分の見直し

○原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。

〔国際課税〕

(1) グローバル・ミニマム課税への対応

○軽課税所得ルールに対応するため、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税（仮称）の創設等を行う。

○国内ミニマム課税に対応するため、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税（仮称）の創設等を行う。

〔防衛力強化に係る財源確保のための税制措置〕

(1) 防衛特別法人税（仮称）の創設

○法人税額に対し、税率4%の新たな付加税を課す。

○令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

○課税標準となる法人税額から500万円を控除する。

(2) たばこ税の見直し

○加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しを、2段階で、令和8年4月及び同年10月に実施する。

○国のたばこ税率を、3段階で、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円/1本ずつ引き上げる。

〔納税環境整備〕

(1) 電子帳簿等保存制度の見直し

○電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為について、重加算税の割合を10%加重する措置の対象から、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、一定の要件を満たして保存が行われている電子取引データを除外する。

○青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、優良な電子帳簿の保存又は電子申告をしていることのほか、上記システムを使用した上で、上記電子取引データを保存している者にも適用できることとする。

(2) 納税通知書等に係るeLTAX経由での送付

○地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画法、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を経由して電子的に副本を送付することができるよう、所要の措置を講ずる。

〔関税〕

(1) 暫定税率等の適用期限の延長等

○令和6年度末に適用期限の到来する暫定税率（411品目）の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

(2) 個別品目の関税率の見直し

○リチウム＝ビス（オキサラト）ポラートについて、暫定税率を設定し、関税を無税化する等の措置を講ずる。

II 与党大綱のみに記載されている事項

「第一 令和7年度税制改正の基本的考え方」及び「第三 検討事項」に記載されている主な事項は次の通りである。

1. 与党大綱のイントロ

「税は国家なり」。税体系のあり方は国家運営の根幹を形成する。時代に適さぬものを改め、維持すべきものを護り、国際的責務を果たす国家にふさわしい税制を目指し、丁寧な対話を通じて国民の納得と共感が得られるよう努めるなど、弛まぬ政治的努力を重ねていかなければならない。そして、日本経済の成長の歩みを確実に進め、若者や現役世代にも光を当てつつ「将来に夢や希望と安心を持てる、公正で活力ある社会を目指すための税制」を構築することを基本として、徒に過去の制度に囚われることなく惰性を排さなければならぬ。こうした基本的視点に立ち、下記の3点を踏まえ、税制のあり方を不断に見直すことが求められている。

1. 持続的な経済成長を目指し、活力ある社会を構築するための環境整備を図ること。（設備投資の促進等）
2. 若者や現役世代を含め誰もが豊かさを実感できる、質の高い国民生活を実現すること。（所得向上、社会インフラの整備等）
3. わが国を取り巻く厳しい国際環境や国際的要望を踏まえ、いわゆる安全保障及び経済安全保障の強化や地球温暖化対策等に取り組むこと。

2. 三党間の幹事長合意

なお、衆議院における令和6年度補正予算の採決に当たり、令和6年12月11日に自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、以下の合意がなされた。自由民主党・公明党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく。

一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。

一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。

上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」

3. 自動車通勤を行う者への通勤手当

自動車通勤を行う者への通勤手当については、客観的な指標として、人事院勧告の前提となる民間企業の通勤手当の支給実態に関する調査の結果等を踏まえ、非課税限度額を定めてきた。エネルギー価格が上昇する中、人事院による新たな調査が行われる際には、その結果に基づき、通勤手当の非課税限度額について、迅速に見直しを行う。

4. 今後の法人税のあり方

わが国では、世界的な法人税率の引下げ競争が展開される中、2010年代に、設備投資や雇用・賃上げの促進、立地競争力の強化を図るため、法人税率を23.2%まで引き下げた（国・地方の実効税率は29.74%）。この間、経済界には、法人税改革の趣旨を踏まえ、国内投資の拡大や賃上げを求めてきたが、企業部門では、収益が拡大したにもかかわらず、現預金等が積み上がり続けた。

今般、E B P M（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の観点からデータ分析等を行い、法人税改革の成果について議論を行った。設備投資については、法人税改革以降、海外投資等が増加したのに対し、大企業を中心に国内投資は低水準で推移した。賃上げについても、諸外国と比較して、長年低迷してきた。他方、企業の利益が現預金として社内にとどまる傾向が一層強まってきた。

海外の先行研究を見ても、法人税率が設備投資や賃金に与える影響は限定的であるとの分析や、わが国の法人税改革が国内投資の増加に効果的でなかったとの分析が示されている。また、政策対応を検討する際には、企業の国際競争力等にも一定の配慮が求められるが、この10年間で、企業を取り巻く経済環境やそれに応じた企業行動は大きく変化したことにも留意が必要である。

こうした振り返りを踏まえれば、法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ず、法人税のあり方を転換していかねばならない。これまで現預金を大きく積み上げてきた大企業を中心に企業が国内投資や賃上げに機動的に取り組むよう、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニューラルの観点からも、法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリハリのある法人税体系を構築していく。税制のみならず、予算や制度改正等の様々な政策手段を総動員して国内投資を促し、持続的な経済成長に向けた動きを取引先の中小企業も含め広く経済社会全体に波及させていく。

5. 中小企業の軽減税率

中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置である。今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を2年延長するが、極めて所得が高い中小企業等については一定の見直しを行うとともに、特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討する。

6. 法人版事業承継税制

法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について見直しを行う。なお、本措置は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための極めて異例の制限措置であることを踏まえ、適用期限は今後とも延長しない。あわせて、個人版事業承継税制における事業従事要件についても見直しを行う。事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

7. 公的年金等に関する公平な税制のあり方

年金課税については、公的年金等控除が給与所得を得ている年金受給者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の両方の適用により、同じ収入額でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者の間で税負担が異なることについて、公平性の観点から指摘がなされてきた。

年金制度改革の中で在職老齢年金制度の見直しが検討されているが、在職老齢年金支給停止調整額の引上げが行われると、給与収入を得つつより多くの年金を受け取る者が増えることが想定され、税負担の公平性の問題がより大きく顕在化する。

こうした状況を踏まえ、公平性の確保に向けた第一歩として、公的年金について、在職老齢年金制度の見直しが行われた場合には、公的年金収入が増加する者にはその年金収入の増加と併せて手取りが減少しない範囲で、また、見直しによって年金収入に変化がない者については影響が生じない形で、税負担額の調整を行う。具体的には、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とすることとし、在職老齢年金制度の見直しの帰趨を踏まえ、令和8年度税制改正において法制化を行う。

8. 高校生年代の扶養控除及びひとり親控除

高校生年代の扶養控除及びひとり親控除については、令和8年分の所得税及び令和9年度分の個人住民税は現行制度を維持し、その見直しについては、児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和6年度税制改正大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和8年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る。

〔12月12日の税制調査会・小委員会「マル政処案等」の記載〕

扶養控除等の見直し（案）P

児童手当について、所得制限が撤廃され、また支給期間について高校生年代まで延長された。これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和8年分の所得税と令和9年度分の個人住民税から適用する。

高校生年代の扶養控除及びひとり親控除については、先送りとなった。

III 与党大綱に記載されなかった事項

(1) 防衛特別所得税（仮称）

令和7年度税制改正の途中段階までの資料には記載されていたが、立消えとなった。

〔令和6年12月12日 防衛力強化に係る財源確保に関する資料〕

- 所得税額に対し、税率1%の新たな付加税として、防衛特別所得税（仮称）を課す。
- 防衛特別所得税の課税期間は、令和9年1月からとする。
- 復興特別所得税について、税率を1%引き下げ、課税期間を延長する

〔令和5年度税制改正大綱〕

6. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

②所得税

所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

〔令和6年度税制改正大綱・法附則〕

7. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和5年度税制改正大綱に則って取り組む。

あわせて、令和5年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和6年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにするものとする。

附則

第74条 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

政府は、この法律の公布後、我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の維持に必要な安定的な財源を確保するため、の税制について、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施するとして令和4年12月23日に閣議において決定された令和5年度税制改正の大綱及び令和5年12月22日に閣議において決定された令和6年度税制改正の大綱に基づき、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を実施するため、令和9年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2. 一時払生命保険

〔12月12日の税制調査会・小委員会「マル政処理案等」の記載〕

扶養控除等の見直しと併せて行う子育て支援に関する政策税制②(案) P

また、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。

上記は、令和6年度税制改正大綱の記載と全く同じである。

IV 個人所得課税

「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」として改正される。

1. 基礎控除

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる。

現行		改正案	
納税者本人の合計所得金額	基礎控除の額	納税者本人の合計所得金額	基礎控除の額
2,400万円以下	48万円	2,350万円以下	58万円
		2,350万円超・2,400万円以下	48万円
2,400万円超・2,450万円以下	32万円	2,400万円超・2,450万円以下	32万円
2,450万円超・2,500万円以下	16万円	2,450万円超・2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円	2,500万円超	0円

上記の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

(注2) 上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

2. 給与所得控除

- ① 給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。
 (基礎控除額58万円の場合 + 給与所得控除額65万円 = 123万円)

② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。

現行		改正案	
給与等の収入金額	給与所得控除額	給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円（上限）	190万円以下	65万円（上限）
162.5万円超・180万円以下	収入金額×40%－10万円		
180万円超・360万円以下	収入金額×30%＋8万円	190万円超・360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超・660万円以下	収入金額×20%＋44万円	360万円超・660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超・850万円以下	収入金額×10%＋110万円	660万円超・850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円（上限）	850万円超	195万円

3. 特定親族特別控除（仮称）

① 居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおり控除額を控除する。

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等		居住者（扶養者・通常は親）	
合計所得金額	給与収入のみの場合の収入金額	所得税における控除額	住民税における控除額
58万円以下	123万円以下	63万円	45万円
58万円超・85万円以下	123万円超・150万円以下	63万円	45万円
85万円超・90万円以下	150万円超・155万円以下	61万円	45万円

90万円超・95万円以下	155万円超・160万円以下	51万円	45万円
95万円超・100万円以下	160万円超・165万円以下	41万円	
100万円超・105万円以下	165万円超・170万円以下	31万円	
105万円超・110万円以下	170万円超・175万円以下	21万円	
110万円超・115万円以下	175万円超・180万円以下	11万円	
115万円超・120万円以下	180万円超・185万円以下	6万円	
120万円超・123万円以下	185万円超・188万円以下	3万円	
123万円超	188万円超	0 (控除なし)	

②上記①の控除については、控除額が一定額以上の場合には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとする。

(注) 上記①の改正は令和7年分以後の所得税について、上記②の改正は令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用する。なお、給与所得者については令和7年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置を講ずる。

③改正による影響

今回の改正により、例えば大学生である子等の給与所得の収入金額が123万円(改正前は103万円)を超えても、その親等の控除額は消失することなく、子等の給与収入額に応じて段階的に控除を受けられるようになった。子等の給与収入額が150万円に達するまでは、改正前の特定扶養親族の控除額と同額の63万円の控除を受けることができ、188万円に達するまで逡減する方式となった。

4. 関連する改正

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下(現行:48万円以下)に引き上げる。
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下(現行:48万円以下)に引き上げる。
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下(現行:75万円以下)に引き上げる。
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を65万円(現行:55万円)に引き上げる。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税（令和8年度分以後の個人住民税）について適用する。

5. 金融・証券税制

エンジェル税制の拡充、確定拠出年金制度等の見直し等については省略

6. 子育て支援に関する政策税制

(1) 生命保険料控除

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次のとおりとする。

年間の新生命保険料	控除額
30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超・60,000 円以下	新生命保険料 × 1 / 2 + 15,000 円
60,000 円超・120,000 円以下	新生命保険料 × 1 / 4 + 30,000 円
120,000 円超	一律 60,000 円

旧生命保険料及び上記の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は 6 万円（現行：4 万円）とする。

(注) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は 12 万円とする（現行と同じ。）。

(2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

特例対象個人が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」という。）をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

令和6年度税制改正大綱には「現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。」と記載されていたが、実質的に1年延長となった。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000 万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500 万円
省エネ基準適合住宅	4,000 万円

認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用できることとする。

〔令和6年度税制改正大綱〕

また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されることが踏まえ、新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

〔用語の解説〕

特例対象個人	個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。
認定住宅等	認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいう。
認定住宅	認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。
買取再販認定住宅等	認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

(3) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとする。

令和6年度税制改正大綱には「現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。」と記載されていたが、実質的に1年延長となった。

(注) 上記について、一定の場合には連年適用ができないことその他の要件等は、現行の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様とする。

対象工事	対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円(350万円)	25万円(35万円)
三世代同居	250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性 耐震or省エネ+耐久性	50万円(60万円) 25万円(35万円)
子育て【拡充】	250万円	25万円

※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

〔子育て対応改修工事〕

子育て対応改修工事とは、次のいずれかに該当する工事をいいます。

- (1) 住宅内における子どもの事故を防止するために行う工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 壁または柱の出隅を子どもとの衝突による事故の防止に資する構造のものに改良する工事
 - ロ 床仕上げ材を子ども転倒による事故の防止に資する構造のものに切り替える工事（(5)ハに該当する工事を除く。）
 - ハ 転落防止のための手すりを取り付ける工事
 - ニ 戸を子ども指の挟み込みによる事故の防止に資する構造のものに切り替える工事
 - ホ 乳幼児が危険な場所に侵入することを防止するための柵を取り付ける工事

へ コンセントを乳幼児の感電による事故の防止に資するものとして次に掲げる基準のいずれかに適合するものに切り替える工事

- ① その差込口が開閉する構造であること。
 - ② 乳児の手が届かない高さにあること
- (2) キッチンを対面式のものに取り替える工事 ((6) ハに該当する工事を除く。)
- (3) 開口部を侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする工事
- (4) 柵その他の収納設備を増設する工事
- (5) 開口部、界壁または界床の防音性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの。
- イ 窓の防音性を高める工事
 - ロ 界壁に防音上有効な下地材または仕上げ材を取り付ける工事
 - ハ 床仕上げ構造を重量床衝撃音または軽量床衝撃音の低減に資するものとするための工事
- (6) 間仕切壁の位置を変更する工事であって、次のいずれかに該当するもの
- イ 居間および食事室に該当しない居室のうち専ら子どもの就寝、学習、学びその他の用に供される居室を増設する工事
 - ロ 調理室および洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備が設けられた洗面所、脱衣所その他の室を近接させる工事
 - ハ 調理をしながら居室を見渡しやすい構造とする工事

7. その他

(1) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用期限を3年延長する。

居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産について、法人に対する贈与若しくは遺贈又は法人に対する時価の2分の1未満の時価による譲渡（低額譲渡）があつた場合には、これらの事由が生じた時における価額により譲渡があつたものとみなして、その居住者に対して所得税を課する（いわゆるみなし譲渡課税）こととされている（所法59①、所令169）。

この特例は、中小企業者に該当する内国法人の取締役等でその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有するものが、その取締役等の有する資産でその資産に設定された貸借権、使用貸借権等が現にその内国法人の事業の用に供されているものを、その内国法人について策定された一定の債務処理に関する計画に基づき、平成25年4月1日から令和7年3月31日（今回の改正で令和10年3月31日に延長の予

定) までの間にその内国法人に贈与した場合には、一定の要件の下で、その取締役等に対するみなし譲渡課税を行わないというものである
(措法 40 条の 3 の 2)。

日弁連と日税連が共同して中小企業庁及び財務省と交渉して創設された措置である。

(2) 所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の方法について、署名用電子証明書を送信する方法に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定するカード代替電磁的記録を送信する方法によることができるとする。

(3) 退職手当等（老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。以下同じ。）を除く。）の支払を受ける年の前年以前 9 年以内に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とするほか、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を 10 年（現行：7 年）とする。

(注) 上記の改正は、令和 8 年 1 月 1 日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用する。

(4) 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、現行の次に掲げる書類（以下「控除証明書」という。）の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できるとする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から 5 年間、当該控除証明書の提示又は提出を求めることができるとし、当該求めがあつたときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければならぬ。

- ① 小規模企業共済等掛金控除の証明書
- ② 生命保険料控除の証明書
- ③ 地震保険料控除の証明書

(注) 上記の改正は、令和 8 年分以後の確定申告書を令和 9 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用する。

(5) 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者（現行：退職手当等の支払をする法人の役員である居住者）に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととするほか、当該源泉徴収票の記載事項について所要の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用する。

V 資産課税

(1) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を2年延長する。これにより適用期限は令和9年3月31日となる。なお、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の適用期限は令和8年3月31日である。

(2) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における営農困難時貸付け及び山林に係る相続税の納税猶予制度における特例山林の経営委託の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。

(3) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。

(4) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。

(注) 上記(3)及び(4)の改正は、令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

先日、国立文楽劇場で仮名手本忠臣蔵を大序から七段日まで鑑賞した。時代設定を変えてはいるものの赤穂事件が題材となっており、文楽・歌舞伎・講談のいずれでも吉良上野介は憎まれ役となっている。史実に基づいて適切に評価すれば、吉良上野介は地元で慕われており、朝廷と幕府の橋渡しとなる儀式を執り行う重要な役割を忠実にこなした名君である。鑑賞後、吉良上野介と法人版事業承継税制の特例措置（以下、「事業承継税制」という。）が重なり合った。

事業承継税制は、税理士に人気がないどころか、むしろ疎まれている。その証拠に、セミナーがほとんど開催されていない。「効果に疑問である。」「条文が読みにくい。」「報告書や届出書の提出にリスクがある。」「雇用の8割確保要件が厳しい。」「課税・納税猶予・免除の輪廻を繰り返すこととなる。」「常時使用従業員が5人以上は厳しい。」など否定的な意見のオンパレードである。以下、事業承継税制を弁護する。

①対象株式を納税猶予割合についてである。相続税も全株式が対象であり、かつ、納税猶予割合は100%であることを再確認したい。金額に上限はない。

②円滑化法施行規則及び租税特別措置法等の適用条項を見つけては必ずしも容易ではないが、中小企業著の事業承継マニュアル等に条項が示されているので簡単に検索することができる。条文そのものは決して難解ではない。

③報告書等の提出は本来納税者がするものであり、その旨を事業承継税制の適用に関する納税者との契約書において明記しておくといよい。

④雇用の確保要件は、雇用が8割を下回った場合でも直ちに認定取消しとなくなっている。その理由を記載した書類を都道府県に提出することで、納税猶予の継続が認められるのである。雇用確保要件は事実上撤廃されている。

⑤贈与税の納税猶予の取消しリスクを軽減する手法として、相続時精算課税制度との併用も認められている。

⑥資産保有型会社等に該当すると事業承継税制は適用されなくなるが、実は、「常時使用従業員が5人以上であること」等は救済措置として設けられているものである。「フランチャイズに加入して、社会保険完備のコンビニエンスストア」を経営することを想定してみると分かることである。

⑦経営環境変化による納税猶予額の免除の特例も再認識すべきである。特例承継期間経過後に、例えば、「過去3年間のうち2年以上赤字である場合」に「特例認定承継会社の株式を譲渡すること」により、贈与税額又は相続税額を再計算し、「再計算した金額と直前配当等の金額との合計額」が「当初の納税猶予税額」を下回る場合には、その差額は免除される。

最新の条文に基づいて適切に評価すれば、事業承継税制は税理士に慕われるべきものであり、先代経営者から事業承継者へ事業の橋渡しをしてくれる重要な役割を果たしてくれる素晴らしい制度である。

説明をしなかったことなどの不作為が税理士に対する損害賠償請求につながる時代である。念のため、最新の事業承継税制の内容を顧客である納税者に改めて伝えてみてはいかがだろうか。特例承継計画の提出期限は令和8年3月31日であり、制度そのものの適用期限は令和9年12月31日である。

(5) 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を2年延長する。

(6) 相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しを行う。

VI 法人課税

1. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例

次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- ① 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げる。
- ② 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。

対象	本則税率		租特税率
	所得区分なし		
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	-
	年800万円超の所得金額	23.2%	-
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円以下の中小法人の場合	19%	15%
	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円超の中小法人の場合	19%	17%

2. 中小企業投資促進税制

関係法令の改正を前提にみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社とその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有するその株式又は出資を除外した上、その適用期限を2年延長する（適用期限の延長は、所得税についても同様とする。）。

（注）上記の「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいう。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運送業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置【1台160万円以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）

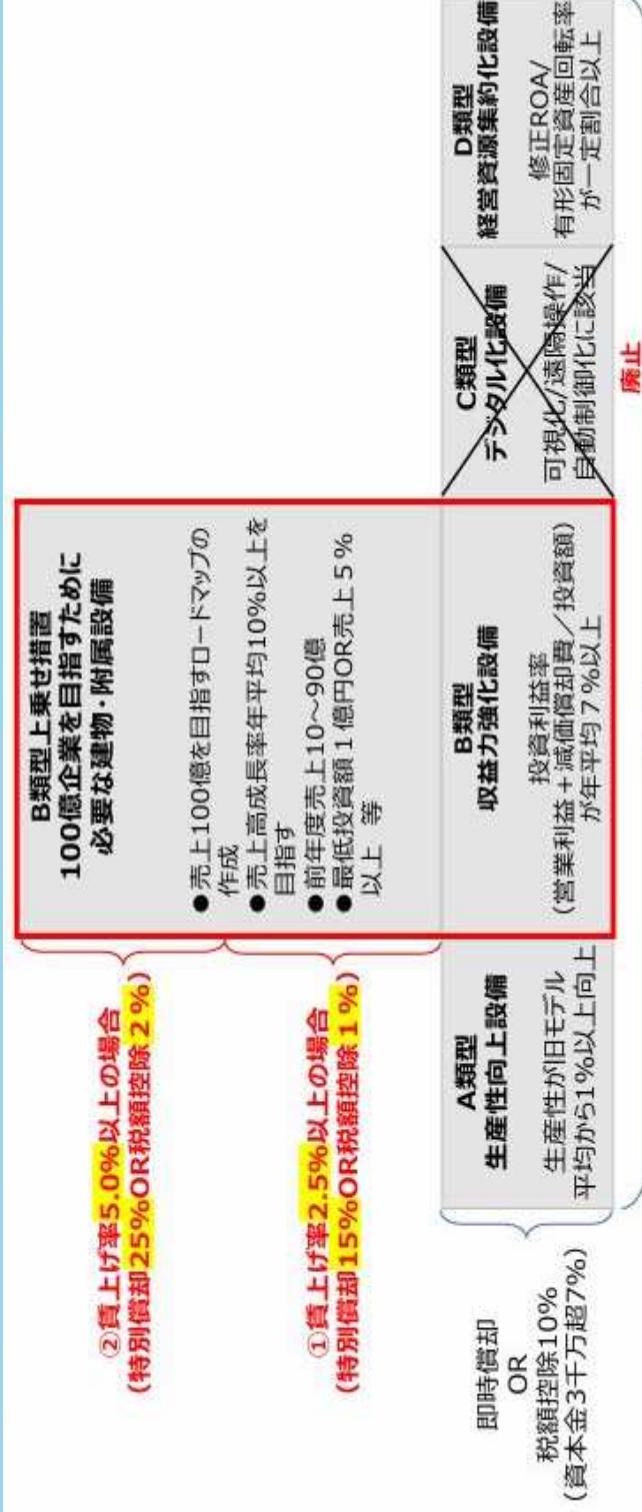
一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）の適用を認める措置であるが、税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限ることが実務上の留意事項である。

〔令和8年12月12日の経済産業部会税制勉強会の資料〕

適用期限を2年間延長（令和8年度末まで）。事務手続きの追加はなく簡素な制度を維持。

3. 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

- **適用期限を2年間延長。**（令和8年度末まで）
- 100億企業の創出を促進するための措置（経営強化税制の上乗せ措置）として、売上100億円達成に向けロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。中小企業向け税制において建物が対象になるのは、**極めて異例の措置**。
- 建物を新增設した際、その年度末の**給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上向上した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上向上した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。**



類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	<p><u>生産性</u>※が旧モデル比平均1%以上向上する設備</p> <p>※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか</p>	工業会等	<p>機械装置 (160万円以上)</p> <p>工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)</p>	<p>・<u>生産等設備</u>を構成するもの</p> <p>※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。</p> <p>・<u>国内への投資</u>であること</p> <p>・<u>中古資産・貸付資産</u>でないこと等</p>
収益力強化設備 (B類型)	<p><u>投資利益率</u>※が年平均7%以上の投資計画に係る設備</p> <p>※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる</p>		<p>器具備品 (30万円以上)</p> <p>建物附属設備 (60万円以上)</p>	
経営資源集約化設備 (D類型)	<p><u>修正ROA</u>または<u>有形固定資産回転率</u>が一定割合以上の投資計画に係る設備</p>	経済産業局	<p>ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)</p>	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>投資利益率が年平均7%以上</u> ● <u>売上高100億円超を目指すロードマップの作成</u> ● <u>売上高成長率年平均10%以上を目指す</u> ● <u>前年度売上高10億円超90億円未満</u> ● <u>最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上</u> ● <u>賃上げ率2.5% OR 5.0%以上</u> 等 <p>※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。</p>		<p>機械装置 (160万円以上)</p> <p>工具 (30万円以上)</p> <p>器具備品 (30万円以上)</p> <p>ソフトウェア (70万円以上)</p> <p><u>建物及びその附属設備 (1,000万円以上)</u> (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る)</p> <p>※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円</p>	

4. オペレーティング・リース取引

(1) 法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入する。

(注) 上記の「オペレーティング・リース取引」とは、資産の賃借のうちリース取引（ファイナンス・リース取引）以外のものをいう。

企業会計基準委員会（ASBJ）は、「リースに関する会計基準」及び「リースに関する会計基準の適用指針」を公表した。適用は令和9年4月1日以後の事業年度からであるが、令和7年4月1日以後の事業年度からの早期適用も認められている。この新リース会計基準により、借手においては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分はなくなり、使用権資産及びリース負債を計上することとなる。財務諸表に与える影響は〔略〕。但し、従来のリース会計基準と同様に、リース期間が1年以下の短期リース及びリース契約1件当たり300万円以下の少額リースについては、費用処理することができることとなっている。

これに対して、法人税においては、債務の確定した部分金額をその確定した日の属する事業年度の損金とするので、原則として税会不一致となる。

(2) リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、一定の経過措置を講じた上で、廃止する。

(3) 令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円（備忘価額）まで償却できることとする（所得税についても同様とする。）。

(注) 令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産（その取得価額に残価保証額が含まれているものに限る。）については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の償却方法につき改正後のリース期間定額法により償却できることとする経過措置を講ずる。

VII 消費課税

1 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出品物販売場制度）の見直し

令和4年4月～令和6年3月における免税購入額と税関の検査状況

購入金額層 (1人当たりの免税購入金額層)	免税購入出国者数	免税購入金額
100万円未満	19,307,798人	1兆5,070億円
100万円以上1,000万円未満	274,470人	5,526億円
1,000万円以上1億円未満	7,928人	2,052億円
1億円以上	690人	2,332億円
合計	19,590,886人	2兆4,979億円

1億円以上購入者に対する税関の検査状況



(注) 計表等は、対象期間に出国した者（又は出国と判定した者）に係る国税庁の免税販売管理システムに送信された購入記録情報を機械的に集計したものの。（人数は、延べ人数となる。）

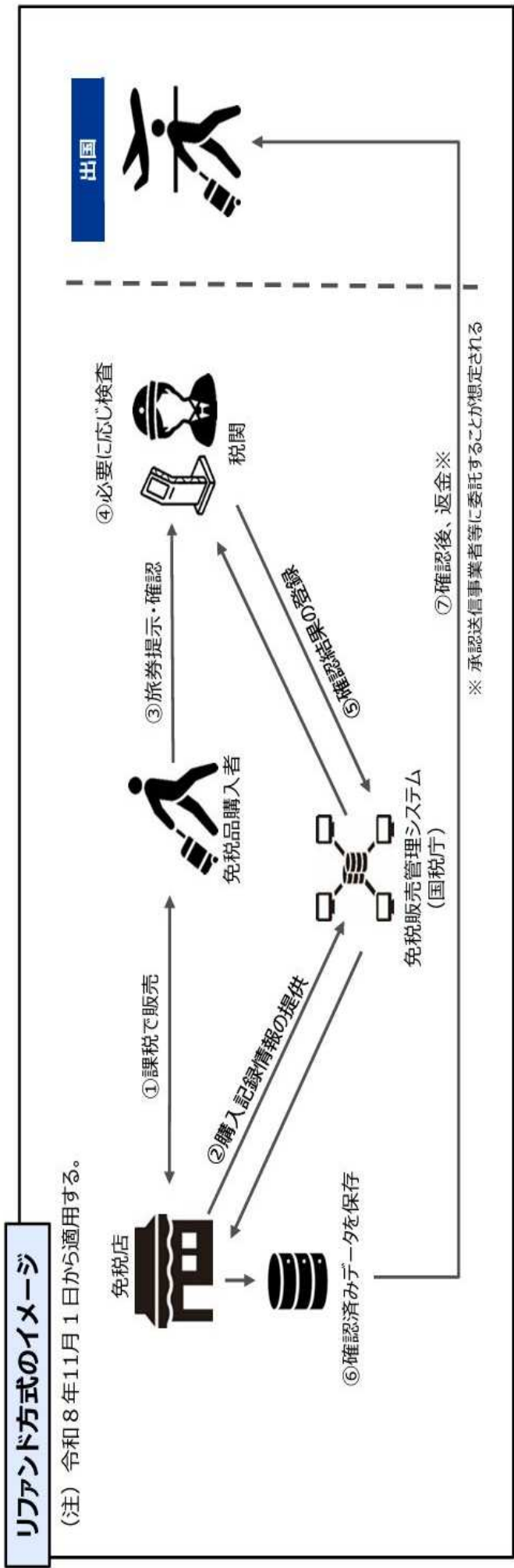
➤ **1億円以上の高額購入者の9割近くが捕捉できず、賦課決定できずともほぼ全てが滞納となっている状況。**

(1) 免税方式の見直し

① 輸出品物販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合であって、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報（以下「税関確認情報」という。）を輸出品物販売場を経営する事業者において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について、消費税を免除する。

(注) 上記の改正に伴い、実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に輸出品物販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」となる。

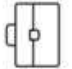


- ② 免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならぬこととする。
- ③ 税関長は、輸出品販売場を経営する事業者（承認送信事業者を含む。）に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとする。



- (2) 免税対象物品の範囲の見直し
- ① 消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分を廃止する。
- ② 免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止するとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとする。

■ 免税販売要件の見直し

(注) 令和8年11月1日から適用する。ただし、別送の取扱いは、令和7年4月1日に廃止する。

種別	免税対象限度額	特殊包装 <small>※ 開封判別のできる方法による包装</small>
  一般物品	5千円～	不要
 消耗品	5千円～ 50万円	必要



一般物品と消耗品の区分を撤廃



消耗品の上限額 (50万円) を撤廃



特殊包装を撤廃

※ 区分撤廃に伴い、下限額も区分せずに判定することとなる。

(3) 免税販売手続の見直し〔略〕

(4) 輸出品販売場の許可要件の見直し〔略〕

(注) 上記の改正は、原則として、令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用することとする。

2. 金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている消費税法上の本人確認書類の範囲に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定するカード代替電磁的記録を加える。

VIII 国際課税〔略〕

IX 防衛力強化に係る財源確保のための措置

1. 防衛特別法人税（仮称）の創設

（1）納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務がある。

（注）法人には、人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。

（2）課税の範囲

法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税を課する。

（3）税額の計算

① 防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（課税標準）に4%の税率を乗じて計算した金額とする。

② 課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額を控除した金額とする。

③ 基準法人税額は、次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額とする。ただし、附帯税の額を除く。

イ 所得税額の控除

ロ 外国税額の控除

ハ 分配時調整外国税相当額の控除

ニ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除

ホ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づ

く過大申告の場合等の法人税額の加算

ヘ 控除対象所得税額等相当額の控除

④ 基礎控除額は、年500万円とする。なお、通算法人の基礎控除額は、年500万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額とする。

（注）上記の配分は、通算法人の基準法人税額が期限内申告における基準法人税額と異なる場合には、原則として期限内申告における基準法人税額により配分する。

⑤ 次の税額控除を行うこととする。

- イ 外国税額の控除
- ロ 分配時調整外国税相当額の控除
- ハ 控除対象所得税額等相当額の控除
- ニ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

(4) 申告及び納付等

① 各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならない。

(注) 上記の防衛特別法人税の中間申告書の提出は、令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用する。

② 防衛特別法人税の申告期限及びその申告に係る防衛特別法人税の納期限は、各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一とする。

③ 電子申告の特例については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とする。

④ 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人からその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書に中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額を還付する。

⑤ 各事業年度の所得に対する法人税につき欠損金の繰戻しによる法人税の還付の請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合には、その課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付の時に確定しているもののうち、法人税の還付金の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付する。

(5) その他質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

(6) 適用関係防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

2. たばこ税〔略〕

X 納税環境整備

1. 電子帳簿等保存制度の見直し

【電子取引データの保存制度の概要】

- 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引を行った場合には、一定の要件に従って、その電子取引データを送受信・保存しなければならない。
- 複製・改ざん行為が容易である等の特性に鑑みて、その電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税を10%加重（注1）。

電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。）の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行う。

特定電磁的記録	保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録（災害関連措置については（略））
特定電子計算機処理システム	「国税庁長官の定める基準」に適合する電子計算機処理システムをいう。
国税庁長官の定める基準	次に掲げるいずれかの電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）を上記（1）に掲げる要件に従って保存を行うことができる機能を有していることとする。 ①仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に係る電磁的記録 ②金融機関等が行うこれらの口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録

（1）申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合におけるその記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の割合を10%加重する措置（以下「電磁的記録に係る重加算税の加重措置」という。）の対象から、「特定電磁的記録」であって、その保存が次に掲げる要件を満たしている場合（あらかじめ、その「特定電磁的記録」について届出書を提出している場合に限る。）におけるその「特定電磁的記録」を除外するほか、所要の措置を講ずる。

【見直し案（令和9年1月1日以後適用）】

- 請求書等が、データ連携に適したデジタルデータで送受信される場合に、その保存及び処理を自動化するシステムが流通している。
- こうしたシステムを使用して送受信されたデジタルデータ（電子取引データ）は、事業者の事務負担の軽減等だけでなく、税務の観点からもその保存及び処理の適正性が確保されたものと認められるため、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、以下の要件を満たして送受信・保存（新設する送受信・保存）を行う場合のその電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外する。

新設する送受信・保存の要件（注2、3）	
I 電子取引データの改ざん防止要件	<p>① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。【改ざん防止の確保】</p>
II 適正記帳のための要件	<p>② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができること（又は訂正削除の事実を確認できる）ようにしておくこと【記帳の適正性確保】</p> <p>③ 電子取引データ（注4）と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】</p>

（注1）上記の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。

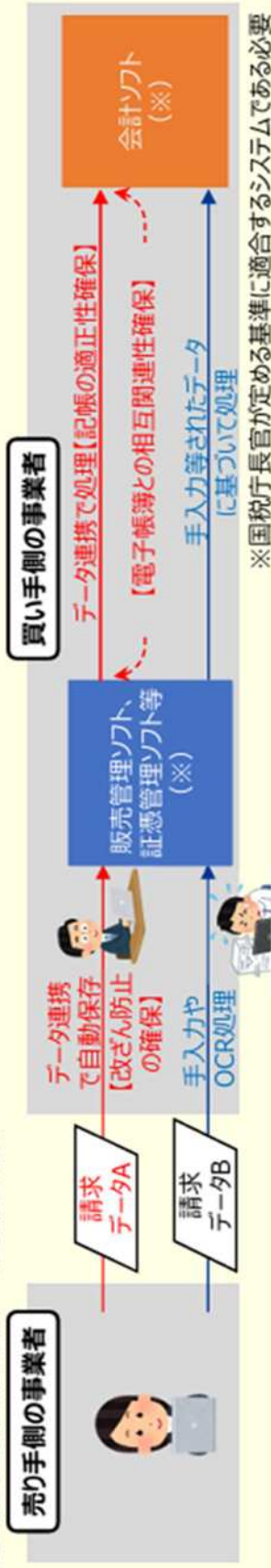
（注2）新設する送受信・保存については、保存義務者において、上記の保存要件を満たしていることを確認できるようにしておく必要がある。あらかじめ届出が必要。

（注3）電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見読可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要がある。

（注4）請求書・納品書等の重要書類に相当するデータに限定される。

【適用イメージ】

請求データAは、重加算税の加重を適用しない。



- ① その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる「特定電子計算機処理システム」（訂正又は削除を行うことができないものを含む。）を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。
- ② その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る。）を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合には、その訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる「特定電子計算機処理システム」（訂正又

は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録することができないものを含む。)を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。

- ③ その電子取引の取引情報(請求書・納品書等の重要書類に通常記載される事項に限る。)に係る電磁的記録の記録事項とその取引情報に
関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。
- ④ 上記①及び②の「特定電子計算機処理システム」を使用してその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受及び保存を行ったことを
確認することができるようにしておくこと。

(2) 上記(1)の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、仕訳帳等につき国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることに代えて、「特定電子計算機処理システム」を使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録(「特定電磁的記録」に限る。)のうちその保存が当該「特定電子計算機処理システム」を使用して上記(1)の要件(上記(1)の届出書に係る要件を含む。)を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っていることとすることを可能とするほか、所要の措置を講ずる。

【青色申告特別控除の概要】

正規の簿記の原則に従い記録している者	55万円
左記に加え、 ①優良な電子帳簿の保存又は②電子申告をしている者	65万円
控除額	65万円

【見直し案(令和9年1月1日以後適用)】

- 上記の見直し後は、左記の青色申告特別控除65万円については、
(1)又は(2)のほか、上記の要件を満たすシステムを使用した上で、実際にその要件を満たし得る電子取引データを要件に沿って保存している者(一定の電子帳簿を保存している者に限る)に適用できることとする。

(注) 上記(1)の改正は令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、上記(2)の改正は令和9年分以後の所得税について、それぞれ適用する。

〔再掲〕電子帳簿等保存制度の見直し

- 電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為について、重加算税の割合を10%加重する措置の対象から、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、一定の要件を満たして保存が行われている電子取引データを除外する。
- 青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、優良な電子帳簿の保存又は電子申告をしていることのほか、上記システムを使用した上で、上記電子取引データを保存している者にも適用できることとする。

上記（１）の電磁的記録に係る重加算税の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。

2. 納税通知書等に係る eLTAX 経由での送付

地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、電子的に副本を送付することができるよう、次の措置を講ずる。

① 納税通知書等を受けた者が電磁的方法による提供を希望する旨の申出をしたときは、地方公共団体は、当該納税通知書等により通知した事項を、eLTAX を経由し、当該申出をした者に提供することができることとする。

② 過去に上記①の申出をした者に対して、同種の納税通知書等を送達するときは、地方公共団体は、当該納税通知書等により通知する事項を、eLTAX を経由し、当該者に提供することができることとする。

（注１）電子的に副本を送付することができる地方税関係通知の範囲は、上記４税目の納税通知書（課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む。）及び納付書等のこれに附属する通知とする。

（注２）上記の改正は、法人に対して送達する納税通知書等については令和９年４月１日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については令和１０年４月１日以後に送達するものから、それぞれ適用する。

3. 添付書面等記載事項等のスキヤナ読み等による e-Tax の利便性の向上

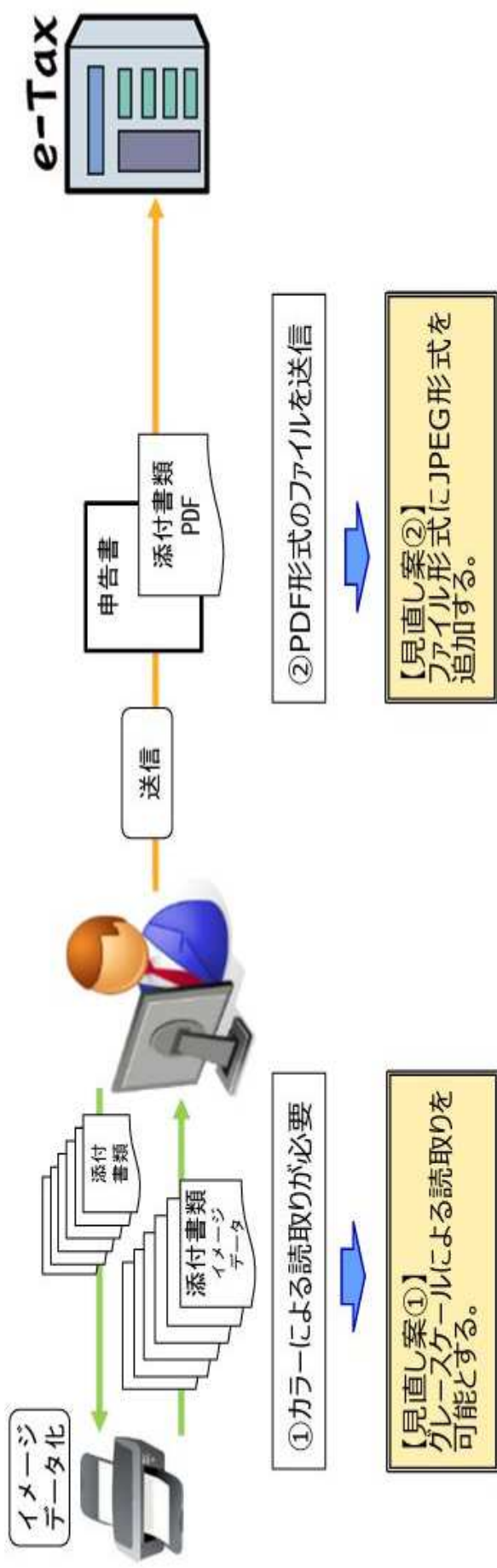
電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、申請書面等に記載すべき事項及び添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を、スキヤナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信する場合等の要件について、次の措置を講ずる。

① その読み取り等の要件を白色から黒色までの階調が 256 階調以上であること（現行：赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ 256 階調以上であること）とする。

② そのファイル形式に J P E G（J P G）形式を加える。

（注１）上記②の改正は、令和 10 年 1 月 1 日から施行する。

(注2) 上記の改正に伴い、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等を行う際の送信可能なデータ容量を拡大する等のシステム改修を行う。



XI 関税〔略〕

第三 検討事項〔略〕

第2部 法人税制に係る税賠事例とその回避策

I 法人税制に係る留意事項の再点検

1. 税賠事例（2. 以下は個別事例）	〔略〕
2. 試験研究費（研究開発税制）	
3. 修繕費	
4. 貸倒損失	
5. 役員退職金	
6. 寄附金	
7. 法人に対する譲渡と法人における受入価額等	
8. 株主との取引	
9. その他	

1. 税賠事例

(1) 税賠事例税理士損害賠償の事故事例より

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
件数	112	160	128	131	116	130	114	159
支払金額（百万円）	342	715	475	685	799	430	350	657
賃上げ促進税制	36	67	55	38	17	11	有	有
事前確定届け出給与	20	23	27	34	11	40	有	有
青色申告承認申請書	20	13	10	16	5	13	有	有

中小企業投資促進税制	10	8	4	7	9	有	有
欠損金の繰戻還付		6		2	9	有	有
試験研究費	3	4	2	2		不作為事例	記入漏れ
その他の合算	3	2			13	有	有

● 法人税のみ（2017は、2016年7月1日～2017年6月30日の保険事例集の意味）

● 事例集において、件数が2以上であること明記されているもののみ集計

● 2023及び2024は件数の明示なし（事例として紹介されているものを「有」とした。）

● 新旧の制度が併存するものは、適宜に合算

● 総じて、適用失念と提出失念が大半である。

賃上げ促進税制	原則は「継続雇用者」ベース、中小特例は「給与総額」ベースであり、中小企業は、原則と中小特例の比較が残る。教育訓練費の上乗せ措置はその都度抽出（金額水準として容易である、）。今後は、「くるみん」と「えるぼし」も説明責任が生ずる。						
事前確定届け出給与	提出忘れは事前の説明不足と提出後の確認不足が原因。解釈はFAQと判決（後述）で確定。						
青色申告承認申請書	提出忘れは論外						
中小企業投資促進税制	資産を取得したら必須の確認事項						
欠損金の繰戻還付	事前の説明不足が原因						
試験研究費	不作為が原因となる時代である。診療所での税賠事例も生じている。中小企業でも容易に適用可能である。						

（2）自己診断チェックリスト

「担当者チェック欄」と「確認者チェック欄」は〔略〕（適宜に加工）

No.	項目	チェックの内容
1	前期の確認	前期の申告書・決算諸表を確認し、当期の申告に影響のある項目のチェックをしたか（2期比較は必須！）。
2	棚卸資産	貯蔵品（1回、きっちりやってみよう！）・預け在庫等の棚卸資産の計上漏れがないか。棚卸資産の期末評価は所定

		の評価方法で行われているか。仕掛品の計上は売上計上時期との整合性がとれているか。
3	売掛債権	決算月の締め後の売上計上などの売上（売掛債権）計上漏れがないか（消費税の計上の確認！）。
4	有価証券	有価証券評価損（減損）の計上を検討したか。会計上と異なる税法上の評価損計上の要件を具備しているか。
5	外貨建資産、負債	外貨建取引に係る発生時換算、期末時換算の換算処理及び為外貨建取引に係る発生時換算、期末時換算の換算処理及び為替予約処理が適正に行われているか。 ○為替予約は失念の最大級のもの！ ○過去の外貨建取引のチェックも！ ○「短期」とは？
6	減価償却	耐用年数の適用に誤りはないか（絶対にダブルチェック！）。 資本的支出と修繕費の区分は正しくされているか（後述！）
		取得価額30万未満の中小企業者等の特例を含めた少額減価償却資産の取扱いが正しく行われているか。一時に損金算入される少額減価償却資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものを除外しているか。
7	特別償却又は特別税額控除	期中に設備等を取得した場合に、特別償却又は特別税額控除が適用できるものかどうかを確認したか。 特別償却と特別税額控除の有利・不利を比較したか（会社が迷ったら説明した上で「税額控除」が第一選択肢！）
8	リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引について会計処理をしたものが、売買取引又は金融取引に該当するなど、税法上の取扱いと違いがないか確認しているか
9	長期前払費用・保険積立金	定期保険、養老保険等の支払保険料の保険積立金処理、長期前払費用計上・取崩の処理が法基通9-3-5の2などに基づいて的確にされているか（保険会社からの通知の入手のみ！）
10	繰延資産	当期に支出した費用でその効果が1年以上に及ぶものとして税法上の繰延資産となるものがないかどうかを確認したか（反対の視点でいえば、粉飾の温床となりやすい！）
11	役員給与	期中に役員給与の改訂があった場合に、期中に支給した役員給与が定期同額給与に該当するかどうかを検討しているか。また、改訂の決議をした株主総会等の議事録の存在を確認しているか。 事前確定届出給与を支給した場合に、届出どおりに支給されているかどうかの確認をしたか（後述）

	翌職務執行期間で一時金の支給をすかどうかをクライアントに確認しているか。また、一時金の支給を予定している場合に、事前確定届出書を提出期限までに提出できる準備が済んでいるか。
	使用人兼務役員になれない専務取締役等、同族会社役員のうち特定株主等に該当する者に対する給与と使用人分給与ととしていないか。
12	旅費交通費、諸会費、支払手数料等の隣接費用の中で、税法上の交際費等に該当するものがあるか否かを確認したか。 外部飲食費用等で1人あたり1万円以下（令和6年3月31日以前は5,000円以下）のものを税法上の交際費等から除外する際に飲食場所、参加者、参加人数等を記載した資料を保存しているか。 50%の損金算入が認められる接待飲食費の額が正しく計算されているか（接待飲食費の50%損金算入を適用した場合に限る。）。資本金が100億円超の法人はこの損金算入が認められない。 税務上認められる貸倒れ処理の事実要件を具備しているか。 コンピュータのソフトウェアの費用で減価償却資産（ソフトウェア）に該当するものはないか。
13	貸倒損失
14	業務委託費
15	租税特別措置
16	中小企業等の特例
17	100%完全支配関係にあるグループ会社の場合に、100%グループ内の他の会社との間に寄附金の損金不算入（受贈益の益金不算入）、資産の譲渡損益の繰延べなどのグループ法人単体課税制度の適用を受ける取引を行っているかどうかを確認したか。子会社の場合に、中小企業向け特例措置の不適用となる100%完全子会社に該当するかどうかの確認をしているか。 グループ間の取引がなくとも完全支配関係の系統図を申告時に提出することになるが用意しているか。

〔以下略〕

●本チェックリストは、一般的な必要最低限の項目のみを対象としており、当該会社の実情等を勘案し、適宜項目を追加した上で利用すること。

○近畿税理士会の「業務チェックリスト」（後述）や「自主点検チェックリスト」（後半）の使用も効果があると考えられる。

(3) 個別事例―事前確定届出給与―

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定め(事前確定届出給与に関する定め)に基づいて支給する給与で、所定の届出期限までに納税地の所轄税務署長にその事前確定届出給与に関する定めの内容に関する届出をしているものをいう。

【判定の単位についての実務上の留意事項】

〔事例〕

内国法人である原告が、本件事業年度にその役員に対して支給した給与が法人税法34条1項2号に規定する事前確定届出給与に当たるとして、原告の本件事業年度の所得の金額の計算上その額を損金の額に算入して、本件事業年度の法人税の確定申告をした。

具体的には、平成20年7月8日に、5人の役員に総額1,810万円(各人とも、事前確定届出給与額と一致)を届け出た支給時期に支給し、平成20年12月10日に、同じ5人の役員に総額1,960万円(各人とも、事前確定届出額は7月分と同額であるところ、事前確定届出額よりも10万円から70万円多い金額を支給した。)を届け出た支給時期に支給した。

1,810万円(7月支給分)+1,960万円(12月支給分)=3,770万円の全額が損金不算入の処分がされ、司法判断(東京地裁平成26年7月18日、東京高裁平成26年11月19日判決、最高裁平成28年3月8日判決)のいずれにおいても、棄却された。

〔裁判所の判断〕

内国法人がその役員に対してその役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の所轄税務署長に対する届出に係る事前の定めに基づいて給与を支給する場合、当該事前の定めの変更に係る規定が別に定められていることに照らすと、当該役員給与は、届出に係る事前の定めにおいて複数回にわたる支給をする旨定められた場合であっても、各所定の時期を通じ役員の職務の執行の対価として一体的に定められたものであると解される。

そうすると、事前確定届出給与に該当するとして所轄税務署長に対してされた届出に係る事前の定めにおいて複数の所定の時期及び確定額が定められていた場合には、それに対応する全ての支給が当該届出に係る事前の定めのとおりにされるときに限り、当該役員給与の支給は事前の定めのとおりそれに基づいてされたこととなるのである。それらの支給中に1回でも事前の定めのとおりにされたものでないものがあるときには、当該役員給与の支給が全体として事前の定めに基づくものではなかったこととなるというべきである。

(4) 個別事例―研究開発税制（総論は後述）―

〈事故の概要〉

診療所を営営する依頼者法人は、令和2年1月以降の毎月、試験薬の開発のための委託費を支払い「研究費」という勘定科目に計上している。税理士は、会計起票を行っていたものの「研究費」勘定の中身を精査・検討しなかつたことから、当該「研究費」が税額控除を適用することができない試験研究費であることに気付かず、税額控除を適用せずに申告した。これにより発生した令和2年12月期及び令和3年12月期の過大納付法人税額について、税理士は依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

〔事故発覚の経緯〕

令和4年5月に、依頼者法人から「試験薬の開発のための委託費を支払っているが、税額控除を適用しているか」との問い合わせを受け、税理士が確認したことにより発覚した。

〔事故の原因〕

税理士は、通常診療所においては商品開発を行うことはなく、税額控除の対象になる試験研究費の支出があるはずがないと思いつき、「研究費」勘定の中身が試験研究費に該当するか否かについて精査・検討をしなかつたため。

〔税賠保険における判断〕

税理士は、会計起票も行っており、記帳の段階等において、当該「研究費」が試験研究費に該当するか否かについて中身の精査・検討を行い、試験研究費として税額控除を適用できる研究費についてはこれを適用して申告すべきであり、これを怠つたことにより発生した過大納付法人税額については、税理士に責任ありと判断された。

(5) 個別事例―電子申告未対応別表の提出失念により、過大納付法人税額が発生した事例―

〈事故の概要〉

税理士は、令和4年5月期の法人税の確定申告にあたり、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（以下、「特別控除」という。）の適用を受けるため別表を作成した。税理士は、令和4年7月中旬に令和4年5月期の法人税確定申告を電子申告しようとしたところ、特別控除の別表が電子申告未対応であり、当該別表のデータを送信できなかつたことから、当該別表以外を電子申告し、後日、当該別表を郵送しようと考えていた。しかし、そのまま郵送を失念したため、特別控除の適用を受けることができなくなり、これにより発生した過大納付法人税額について、税理士は依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

〔事故発覚の経緯〕

令和4年8月下旬に、税理士は税務署より特別控除の別表が提出されていないため特別控除の適用を受けることが出来ない旨の連絡を受けたことにより事故が発覚した。

〔事故の原因〕

新年度になると新しい法人税確定申告の別表が公表されるが、一部、電子申告への対応が9月以降になるものがある。通常であれば、別表は全て電子申告により提出をするが、7月・8月は未対応別表が多くあり、この期間は未対応別表の画像データの送信又は郵送が必要となるため注意しなければならないが、税理士の不注意により別表の郵送を失念したため。

〔税賠保険における判断〕

税理士が当該別表の提出を失念したことで受けられるはずの特別控除の適用を受けることができなくなつたために発生した過大納付法人税額については、税理士に責任ありと判断された。

2. 研究開発税制（総論）

【参考：「2019 研究開発税制Q&A」（日税連・調研部監修）より】

Q5-1 「人件費」の範囲は？

試験研究費の人件費の範囲は「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者」(Q5-2 参照)であり、さらに、新たなサービス開発に係る試験研究費の人件費の範囲は、「分析(収集した情報について、一定の法則を発見するために行われる分析)を行うために必要な専門的知識をもって、その試験研究の業務に専ら従事する者」に限ります。

人件費の範囲は、研究員の次の費用が含まれます。

- ①賃金・給与、諸手当
- ②賞与
- ③退職金
- ④法定福利費(健康保険法・雇用保険法等による事業主負担額)
- ⑤福利厚生費(医務、衛生、保険その他従業員の福利厚生の経費)

ただし、教育訓練費や従業員募集費など、従業員を雇用するにあたって支出する間接的な費用は含まれません。なお、法人の所得金額の計算上、損金の額に算入されることが前提となります。

Q5-2「人件費」の「専ら」要件について教えてください。

「人件費」の「専ら」とは、100%専属で試験研究業務をしている者、又は、研究プロジェクトの全期間中従事した者です。新たなサービス開発に係る試験研究については、情報解析専門家でその専門的知識をもって試験研究業務に従事する者に限られます。

しかし、中小企業は、人的な余裕がなく限られた経営資源の中で研究開発に取り組みざるを得ないため、試験研究以外の業務を兼務するケースが多く見られます。

そのようなケースについては、次のすべての要件を満たせば「専ら従事する者」に該当します。

- ①試験研究プロジェクトの業務の全期間中従事しなくても、研究プロジェクト計画における設計、試作、開発、評価、分析、データ収集などの業務のうち、その担当者が専門的知識をもって担当する業務を、その担当業務が行われる期間、専属的に従事すること
- ②試験研究プロジェクトにとって、その担当者の専門的知識が不可欠で、担当業務が試験研究のプロセスの中で欠かせないものであること
- ③担当者の従事する実態が、おおむね研究プロジェクト計画に沿って行われるものであり、従事期間がトータルとして相当期間(おおむね

1カ月(実働20日程度)以上)あること(担当する業務が、その特殊性により期間内で間隔を置きながら行われる場合は、それらの期間をトータルします)

④担当者の担当業務への従事状況が明確に区分され、担当業務の人工費が適正に計算されていること

Q5-3 役員が試験研究プロジェクトに従事する場合は？

中小企業の場合、役員が試験研究プロジェクトの中心的な役割を果たすケースが少なくありません。その場合、その役員報酬が試験研究費に該当するかどうかが問題になります。

役員が試験研究プロジェクトに従事する場合、社内のほかの研究者と同様に職務が具体的に、「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者」(Q5-1、Q5-2 参照) の条件をみたすのであれば、その役員報酬は試験研究費に該当します。

このような場合、試験研究費に算入する役員報酬は、その役員の研究業務の実態や社内のほかの研究者に対する人件費から鑑みて、その金額が、研究者の職務に対する額としてふさわしいものでなければなりません。

Q7-3 研究開発に関わる労務管理の方法について教えてください。

研究開発の全期間を、専門的知識をもって研究開発の業務に専属で従事した場合の人工費については、判断に迷うことはいないでしょう。しかし、それ以外の場合、例えば「そのときは専属ではあるが全期間従事ではない」「専属する期間と兼務する期間がある」という場合は、Q5-2 に記載している「専ら」要件を満たしているか各人ごとに労務管理を行う必要があります。

具体的には、例えば「研究開発課」などを試験研究を行うことを明確に示す名称の研究部門を設置し、各人の作業の管理を行います。作業日報の記載で留意すべきことは、次の2点です。

- ①日々の作業内容を詳細に記載する
- ②可能な限り、研究開発業務に従事している時間帯を明確に記載する

3. 修繕費

修繕費と資本的支出に関する一般的なフローチャートで確認して実務対応するのが通例であるが、特に判断が必要とされるのは、「金額基準の判定単位」及び「通常の維持管理の内容」であろう。

(1) 金額基準の判定単位

【照会要旨】 ワンルームマンションのカーテンの取替費用

ワンルームマンション 200 室のカーテンの取替費用 800 万円は、資本的支出として資産計上を要しますか。

【回答】

1 組として使用されるカーテン（本件の場合は 1 部屋（室）ごと）の取得価額が 10 万円未満である場合には、消耗品として損金の額に算入しても差し支えありません。

【理由】

カーテン 1 枚では独立した機能を有しませんので、1 組として使用される単位（部屋）ごとに取得価額を判定することが相当と考えられます。

法人税基本通達

（少額の減価償却資産又は一括償却資産の取得価額の判定）

7-1-1 令第 133 条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は令第 133 条の 2《一括償却資産の損金算入》の規定を適用する場合において、取得価額が 10 万円未満又は 20 万円未満であるかどうかは、通常 1 単位として取引されるその単位、例えば、機械及び装置については 1 台又は 1 基ごとに、工具、器具及び備品については 1 個、1 組又は 1 そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する。

（2）通常の維持管理の内容

【照会要旨】 アパートの壁紙の張替費用

アパートの壁紙の張替費用 200 万円は、修繕費として損金の額に算入して差し支えありませんか。

【回答】

修繕費として損金の額に算入して差し支えありません。

【理由】

建物取得時の壁紙の取得価額は、建物の取得価額を構成するものですが、本件の壁紙の張替えは、建物の通常の維持管理のため、又はき損した建物につきその原状を回復するために行われたものと考えられますから、それに要した費用はその全額を修繕費とするのが相当と考えられます。

法人税基本通達

7-8-2 法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額が修繕費となるのであるが、次に掲げるような金額は、修繕費に該当する。

(1) 建物の移えい又は解体移築をした場合（移えい又は解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く。）におけるその移えい又は移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できるときは、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る。

(2) 機械装置の移設（7-3-12《集中生産を行う等のための機械装置の移設費》の本文の適用のある移設を除く。）に要した費用（解体費を含む。）の額

(3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛りに要した費用の額を除く。

イ～ハ〔略〕

(4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなつたために行う床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額。ただし、その床上工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものである等明らかにかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く。

(5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道又は砂利路面に砂利、碎石等を補充するため要した費用の額

(3) 裁決事例

【事案の概要】

不動産所得を有する審査請求人が賃貸しているビルの屋上に施工された防水工事に要した費用が資本的支出に該当するか修繕費に該当するかが争点である。工事費合計4,120,000円のうち、3,120,000円を修繕費として平成7年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入したところ資本的支出であるとするとする処分を受けた。

【裁決】名古屋不服審判所平11年10月15日裁決（全部取消し）

本件工事は、屋上部分に漏水が発生するなどことから、屋上全体に防水工事を施工したものであるが、一般的に鉄筋コンクリート造等

の建物は雨漏りがいったん発生すると木造の建物と異なり、雨漏りの経路が分かりにくく完全に修理することは困難だといわれており、また本件工事が建築から22年経過して初めて施工された防水工事であると、請求人が本件工事を屋上全体に施工したことは、本件建物の維持管理のためやむを得ない措置であったと認められる。また、本件工事は、既存の屋上には水こう配がなかったことから、新たにモルタルで最低限の水こう配をつけて仕上げ、その上に本件工法を実施したものであるが、本件工法は、住宅公団、公共建物等の補修工法として広く採用される一般的な工法であり、特に高価又は特殊なものであるとは認められない。以上に加え、本件工事に係る防水保証期間が10年間であること、本件工事後の施工後、賃貸料の値上げ改定は行われていないことを総合すれば、本件建物は、本件建物の本来の効用を復活又は維持するための工事と認められ、建築時に予測された使用可能期間を延長させるもの、又は本件建物の取得時の価額を増加させるものとは認められない。したがって、本件工事は修繕費に該当するとみるのが相当であり、本件工事が資本的支出に該当するとしてなされた平成7年分の更正処分はその全部を取り消すべきである。

【実務のポイント】

- ① 建築（又は前回の工事）からの経過年数
- ② 建物の維持管理のためやむを得ない措置であったか否か。
- ③ 付加価値が施されてもそれが広く採用されている一般的な工法であるか否か。
- ④ 工事保証期間の有無と、「有り」の場合の保証期間の長短 等

(4) 賃貸借物件に係る「修繕義務」

民法債権法の改正（令和2年4月1日から施行）により、賃貸物の修繕等に係る義務規定が変更されている。

〔民法〕

（賃貸物の修繕等）

第606条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。

2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするとときは、賃借人は、これを拒むことができない。

（下線部分が改正により追加）

- 改正前は、賃貸人の修繕義務負担について、「賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったとき」を除外する規定はな

った。

- 借借人の用法遵守義務違反等により、修繕費相当額について、賃貸人から賃借人への損害賠償請求（又は賃借人に対して修繕の要請）による対応は、従前のとおりである。
- 改正により、「通常損耗・経年変化」（家具の設置による床、カーペットのへこみ、クロスの変色（日照などの自然現象によるもの）、壁等の面紙、ピン等の穴など）については、賃借人は原状回復する義務を負わないことが明記された。しかし、「たばこのヤニ、ペットによる柱等のキズ」は「通常損耗・経年変化」に該当しないとされている（国土交通省住宅局の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が詳しい。）。

（賃借人による修繕）－新設条文－

第607条の2 賃貸物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

- 一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。
- 二 急迫の事情があるとき。

（賃借人の原状回復義務）－新設条文－

第621条 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この条において同じ。）がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰する ことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

【参考】敷金－新設条文－

第622条の2 賃借人は、敷金（いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃借人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この条において同じ。）を受け取っている場合において、次に掲げるときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃借人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければならない。

- 一 賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき。

二 貸借人が適法に貸借権を譲り渡したとき。

2 貸借人は、貸借人が貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、貸借人は、貸借人に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができる。

敷金の定義規定が設けられ、敷金の返還事由（返還時期）が明記された。条文中の「貸借に基づいて生じた貸借人の貸借人に対する金銭の給付を目的とする債務の額」と「貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」は、賃料債務（管理費や水道光熱費等も含まれる。）を想定すればよい。なお、貸借人からは充当の処理ができるが、貸借人からは要請できない。

4. 貸倒損失

実務は、法人税基本通達9-6-1~9-6-3及びその解説（具体的には『法人税基本通達逐条解説』（税務研究会）の該当箇所）に基づく。

〔貸倒損失として処理できる場合－タックスアンサーより－〕

【金銭債権が切り捨てられた場合】（9-6-1）

次に掲げるような事実に基づいて切り捨てられた金額は、その事実が生じた事業年度の損金の額に算入されず。

(1)会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法、民事再生法の規定により切り捨てられた金額

(2)法令の規定による整理手続によらない債権者集会の協議決定及び行政機関や金融機関などのあっせんによる協議で、合理的な基準によって切り捨てられた金額

(3)債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面で明らかにした債務免除額

【金銭債権の全額が回収不能となった場合】（9-6-2）

債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合は、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理することができます。ただし担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ損金経理はできません。

なお、保証債務は現実には履行した後でなければ貸倒れの対象とすることはできません。

【一定期間取引停止後弁済がない場合等】（9-6-3）

次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対する売掛債権(貸付金などは含みません。)について、その売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をすることができず。

(1)継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合において、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過したとき(ただし、その売掛債権について担保物のある場合は除きます。)。なお、不動産取引のように、たまたま取引を行った債務者に対する売掛債権については、この取扱いの適用はありません。

(2)同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合

法基通9-6-1には、「破産手続開始の申立て」や「破産事件の係属中である事実」は含まれていない。

法人の破産手続においては、配当されなかった部分の破産債権を法的に消滅させる免責手続はなく、裁判所が破産法人の財産がないことを公証の上、出すところの廃止決定又は終結決定があり、当該法人の登記が閉鎖されることとされており、この決定がなされた時点で当該破産法人は消滅することからすると、この時点において、当然、破産法人に分配可能な財産はないのであり、当該決定等により法人が破産法人に対して有する金銭債権もその全額が滅失したとすることが相当であると解され、この時点が破産債権者にとって貸倒れの時点と考えられる。

なお、破産の手続の終結前であっても破産管財人から配当金額が零円であることの証明がある場合や、その証明が受けられない場合であっても債務者の資産の処分が終了し、今後の回収が見込まれないまま破産終結までに相当な期間がかかるときは、破産終結決定前であっても配当がないことが明らかなる場合は、法人税基本通達9-6-2を適用し、貸倒損失として損金経理を行い、損金の額に算入することも認められる。

「裁判所は、前項の規定により破産手続終結の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告し、かつ、これを破産者に通知しなければならない。」(破産法220②)ので、終結日は官報に公告される(直近90日間は全て無料で閲覧できる。それより以前の分は、有料となる。)。実務上は、国税庁の法人番号公表サイトが参考となる。

法人番号

商号又は名称

商号又は名称(フリガナ)

本店又は主たる事務所の所在地

状態

登記記録の閉鎖等(清算の終了等)

事由発生年月日：令和6年3月××日
 最終更新年月日
 令和6年4月○日
 変更履歴情報
 事由発生年月日 令和6年3月××日
 変更の事由 登記記録の閉鎖等（清算の終了等）

5. 近畿税理士会の「業務チェックリスト（法人税用）」

業務チェックリスト（令和6年2月改訂）は、法人税用、所得税（事業）用、所得税（土地・建物分離譲渡）用、消費税用、財産評価用、相続税用、贈与税用が公表されている。「業務チェックリスト（法人税用）」（合計269項目ある。）の一部を確認してゆく。「／」（該当なし）、「Yes」、「No」、「摘要」の各欄は省略している。

※ 令和5年4月1日以後開始する事業年度について適用されず。

※ * の付されている項目は、検討結果を添付書面に記載することが望ましい項目です。

※ 該当なしの場合は、「／」の欄にチェックをしてください。

※ このチェックリスト以外の項目についてもご検討ください。

〔売上の科目〕

No.	主 な 項 目
147	売上（収益）計上基準を確認し、引渡基準以外の売上基準を採用している場合、当該基準の適用が事実に基づいているかどうかを確認したか。
148	平成30年4月1日以降に終了する事業年度について延払基準による収益認識をやめる場合、翌年以降の事業年度において10年間で均等計上することとなる繰延割賦利益額を算出したか。
149	決算日前後の納品書等を確認したか。
150*	前々期、前期と対比し、変動とその要因を検討したか。
151	決算日後の売上入金等について、当期に計上すべき売上の有無を確認したか。

152	役員等個人の消費分の計上漏れがないか確認したか。
153	請求書、領収書等の控えを確認したか。
154	レジのロールペーパー、在庫管理表との確認はしたか。
155*	売上、仕入、棚卸資産の関連を検討したか。

〔*の付されている項目（上記2項目を除く）〕

有形固定資産	085	特別償却や割増償却の適否を検討したか。
	086	特別償却と税額控除とが適用できるものについては、その選択の有利不利の判定をしたか。
	096	所有権移転外ファイナンスリース等により取得した資産について、税額控除適用の可否を確認したか。
売上原価等	157	外注費等の重要項目について、証憑と突合し、その対象収益との関連性を確認したか。
	158	売上原価率について、前々期、前期と対比し、変動とその要因を検討したか。
役員給与	167	事前確定届出給与の届出書の提出を確認したか。
	168	事前確定給与の額及び支給日が事前の届出どおりであることを検討したか。
	169	職務内容、従事した期間、事業規模等からみて支給額は適正か。
給料・賞与	176	損金に算入する期末賞与について、損金となる要件を満たしているか。
減価償却費	198	措置法適用誤りはないか。特に、特別償却の適用にあたっては、対象資産であることを確認したか。また明細書を添付したか。
修繕費	200	修繕内容及び修繕箇所を確認し、資本的支出がないか検討したか。また判定が困難な場合は、形式的区分基準により検討したか（60万円基準、取得価額の10%基準等）。
福利厚生費	205	交際費との関連を検討したか。社内交際費として税務上交際費扱いになるものはないか。
貸倒損失	206	税務上の貸倒要件を確認したか（法律上、事実上、形式上のいずれに該当しているか）。
雑益・雑収入	207	副産物、リベート、補助金等の有無及び未収について検討したか。特に、作業くず等の売却額の計上漏れについて担当者に確認したか。
税額控除	228	その他の税額控除は適正か。特別償却できるものについては、その選択の有利不利の判定をしたか。

	230	従来からの中小企業における所得拡大税制について、令和4年4月1日開始事業年度から、賃上促進税制に改組されたことによる新適用要件を満たしているか確認したか。
圧縮記帳	251	交換、収用換地、特定資産の買換等による取得資産の圧縮の計算及び経理処理は適正か。
	252	必要な証明書は添付されているか。
減価償却額	257	特別償却（即時償却等）と税額控除の適用を検討したか。
所得の特別控除	258	収用換地等による特別控除は適正か。特に収益補償金等特別控除の対象とならないものを確認したか。

〔参考〕

デリバティブ取引	219	デリバティブ取引（為替予約等）のうち、期末において未決済のものについて、ヘッジとして繰延可能な一定の要件を満たすものを除き、期末時に決済を行ったものとみなして、毎期洗い替えの方法により損益計上を行ったか。
----------	-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3部 法人税の処理における誤り易い事例とそのチェックポイント

「法人税及び消費税等の処理における誤り易い事例とそのチェックポイント」(令和5年9月・国税庁調査課・東京国税局調査審理課)の資料より法人税部分を抜粋したものを(一定の加工を行っています。)に解説(国税庁HP、TAINS、第一法規のコンメンタール等を参照しています。)を付したものです。実際の適用に際しては条文をご確認ください。なお、元資料の章立て等は変更していません。

本書の利用上の留意事項

1. 本書(最終付番ページ305)は、令和4事務年度末までにおいて、法人税決議書等を審理した結果、誤りのあった事項を、おおむね申告書別表の順(加算税の適用、仮装経理に基づく過大申告関係については、別表2の次に収録)に取りまとめ、法人税確定申告書及び連結確定申告書を検討するに当たっての執務上の参考とすることを目的として、確定申告書別表(単体別表)・グループ通算制度適用法人の確定申告書別表(通算別表)の各表ごとに申告書からのチェックの方法とこれを審理するに当たって効果的と考えられる検討の仕方を収録したものである。

なお、単体別表・通算別表に共通する事項については、単体別表にのみ記載しており、通算別表の各項目については、グループ通算制度固有の事項について記載している。

2. 指摘事項のうち誤りの多いものについて☆★を付してあるので、部門における研修等の際に、これらの項目について周知徹底させるよう措置されたい。

☆ 誤りの比較的多いもの

★ 誤りの特に多いもの

3. 本書に事例として取り上げたもののほか、単純な計算ミスも非常に多いので、十分留意されたい。また、本書の申告書等別表番号、根拠法令・通達番号及び「検討の仕方」等は、令和5年4月1日前の現況により記載しているので留意されたい。

(以下略)

第1章 法人税及び消費税等の誤り易い事例と検討の仕方

I 法人税確定申告書・連結確定申告書

1～5 [略]

6 申告書別表4 所得の金額の計算に関する明細書

7～46 [略]

II 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書→連結親法人が普通法人である連結法人の分 [個別帰属額等調査事績書]

III 各通算事業年度の法人税申告書

IV 欠損金の繰戻しによる還付請求書

V 消費税及び地方消費税の確定申告書

1 消費税額に影響するもの

2 法人の所得計算に影響するもの

第2章 勘定科目内訳明細書等のチェックポイント

第3章 主要項目改正経過等の一覧表

第4章 災害に関する情報等の一覧表

第5章 申告審理（別表）に係る留意点

1 消費税申告書

2 法人税申告書

3 通算事業年度の法人税申告書

このレジュメでは「6 申告書別表4 所得の金額の計算に関する明細書」から実務の留意事項を抽出しました。

1. 所得金額に対する税率

〔適用除外事業者〕

平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において適用除外事業者（注）に該当する法人の年 800 万円以下の部分については、19 パーセントの税率が適用される。

（注）その事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が 15 億円を超える法人等をいう。令和 4 年 4 月 1

日以後に開始する事業年度においては、通算制度における適用除外事業者を含む。

〔検討の仕方〕

適用除外事業者の判定は正しいか。特に、修正申告又は更正により所得金額が変動した場合、改めて適用除外事業者の判定を行っているか。

2. 外国法人の資本金等

外国法人の資本金の額は、本店の貸借対照表の資本金の額とすべきであるのに、日本支店の貸借対照表の本店勘定の額としているもの。

（注）外国法人の資本金の額等は、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額による（基通 20-5-36）。

（資本金の額等の円換算）

20-5-36 外国法人につきその各事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額又は資本金等の額（以下 20-5-36 において「資本金の額等」という。）を基礎として法又は措置法の規定を適用する場合における当該資本金の額等については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額による。

〔検討の仕方〕

資本金の額による税率の適用は正しいか、貸借対照表の資本金の額と照合する。

3. 軽減税率の適用不可

大法人との間に当該法人による完全支配関係がある、又は完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されているのに、資本金の額等が1億円以下であることをもって軽減税率を適用しているもの。

〔検討の仕方〕

完全支配関係がある法人の有無について、別表2及びグループ法人の系統図（法規35①五）の添付の有無から確認し、有りの場合には、その中に大法人が含まれているか及びその大法人による完全支配関係が成立しているか検討する。

4. 同族会社の判定に関する明細書（申告書別表2）

〔検討事項〕

(1) 平成18年度税制改正により、同族会社の判定は上位3順位の、株式数等による判定議決権の数による判定持分会社の社員の数による判定のうち最も高い割合によらなければならないのにこれを行っていないもの（法20、令4⑤）。

(2) 同族判定株主の同族関係者である法人の持株を除外して同非判定を行っていないか（法20、令4②）。

（注）同族会社の判定の基礎には株主と特殊関係にある法人を含む（法20、令4）。

(3) 同族会社の判定等において、株式数等による判定は自己株式数を除くこととされているのに、これによっていないもの（法20、67②）。

特定同族会社とは、被支配関係（株主の一人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人が発行済株式の総数等の100分の50超を有する関係）にある会社で、一定の会社をいう（法67①②、令139の7）。

〔検討の仕方〕

判定基準となる株主等の明細（株主名簿・社員名簿・定款等）等により、持株数・議決権の数・持分会社の社員の数を検討する。

5. 別表四関係（加減算処理）〔略〕

6. 工事の請負〔略〕

7. 棚卸資産

(1) 販売所等から販売所等へ移管するために要した運賃又は荷造費等の費用の額の合計額が仕入代価のおおむね3%以内であるため、損金算入が認められるにもかかわらず否認しているもの（基通5-1-1）。

（購入した棚卸資産の取得価額）

5-1-1 購入した棚卸資産の取得価額には、その購入の代価のほか、これを消費し又は販売の用に供するために直接要した全ての費用の額が含まれるのであるが、★次に掲げる費用★については、これらの費用の額の合計額が少額（当該棚卸資産の購入の代価のおおむね3%以内の金額）である場合には、その取得価額に算入しないことができる。

- (1) 買入事務、検収、整理、選別、手入れ等に要した費用の額
- (2) 販売所等から販売所等へ移管するために要した運賃、荷造費等の費用の額
- (3) 特別の時期に販売するため、長期にわたって保管するために要した費用の額

（注）

1 (1)から(3)までに掲げる費用の額の合計額が少額かどうかについては、事業年度ごとに、かつ、種類等（種類、品質及び型の別をいう。以下5-2-9までにおいて同じ。）を同じくする棚卸資産（事業所別に異なる評価方法を選定している場合には、事業所ごとの種類等を同じくする棚卸資産とする。）ごとに判定することができる。

2 棚卸資産を保管するために要した費用（保険料を含む。）のうち(3)に掲げるもの以外のものの額は、その取得価額に算入しないことができる。

(2) 各事業年度ごとにおおむね一定数量を取得し、かつ経常的に消費される事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品等の取得に要した費用の額は、継続してその取得した日の属する事業年度の損金の額に算入している場合にはこれを認めることとなっているのに、当該消耗品等の期末未使用残高を棚卸計上漏れとして否認しているもの（基通2-2-15）。

（消耗品費等）

2-2-15 消耗品その他これに準ずる棚卸資産の取得に要した費用の額は、当該棚卸資産を消費した日の属する事業年度の損金の額に算入するのであるが、法人が事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品その他これらに準ずる棚卸資産（各事業年度ごとにおおむね一定数量を取得し、かつ、経常的に消費するものに限る。）の取得に要した費用の額を継続してその取得をした日の属する事業年度の損金の額に算入している場合には、これを認める。

(注)この取扱いにより損金の額に算入する金額が製品の製造等の費用としての性質を有する場合には、当該金額は製造原価に算入するのであるから留意する。

(3) 法人は棚卸資産の取得価額に借入金の利子の額を算入していないのに、ユーザンス金利を棚卸資産の取得価額に算入すべきものとして否認しているもの（基通5-1-1の2(6)）。

(棚卸資産の取得価額に算入しないことができる費用)

5-1-1の2 ★次に掲げるような費用★の額は、たとえ棚卸資産の取得又は保有に関連して支出するものであっても、その取得価額に算入しないことができる。(昭55年直法2-15「五」、平5年課法2-1「四」、平15年課法2-7により改正)

- (1) 不動産取得税の額
- (2) 地価税の額
- (3) 固定資産税及び都市計画税の額
- (4) 特別土地保有税の額
- (5) 登録免許税その他登記又は登録のために要する費用の額
- (6) 借入金の利子の額

本通達は、棚卸資産の取得価額に算入しないことができる租税公課や借入金の利子等の取扱いを定めたものである。すなわち、棚卸資産の取得又は保有に関連して支出する不動産取得税等の租税公課及び登記・登録のための費用並びに借入金の利子については、これを棚卸資産の取得価額に算入するか、それとも単純な期間費用として処理するかは、法人の選択に委ねることである。

ユーザンス金利とは、輸入業者の輸出業者への代金支払につき、輸入品の販売によって代金を回収するまでその支払を一定期間猶予（ユーザンス）される際に、その支払猶予の対価として生ずる金利をいう。当該金利のうち一定の要件を満たすものについては、部分合

算課税の対象から除外されることとなっている（租税特別措置法施行令 25 条の 22 の 3 第 8 項 2 号、39 条の 17 の 3 第 10 項 2 号）。また、6 か月を超える輸入取立手形のユーザンズ金利については、源泉徴収が必要となる（所得税法 212 条 1 項、所得税基本通達 161-32）。

（通常は、T/T net 30days とか T/T 90days after B/L Days などである。）

(4) 未成工事支出金中の使途不明金について、加算（流出）、減算（留保）の両建ての処理をしていないもの。

(注) 使途不明金を支出した事業年度において上記の処理をすることにより、法人が完成工事原価に振り替えられたときは、その振り替えられた事業年度においてその金額の損算入が否認されることとなる。

(5) 建設業者等における共同企業体方式による請負工事等において、その幹事社が収受する特別な利益（いわゆるスポンサーメリット）のうち、機械損料差額及び人件費差額等については未成工事支出金（最終的には工事原価となるが、途中段階では棚卸資産となる。）を減額等する処理が認められるにもかかわらず、益金算入漏れとして更正しているもの。

(注) 材料納入業者、外注先等からの現金による割戻し又は値引き等のスポンサーメリットについては、現実に収受した時の益金として認めている場合は、その処理も認められる。

(6) 建設業者等の事業の用に供する金属造りの移動性仮設建物の取得価額には、当該建物の組立て及び撤去に要する費用並びに電気配線等で他に転用することができないと認められるものの費用は含めないことができるのに、これらの費用を取得価額に加算しているもの（基通 2-2-8（注））。

（金属造りの移動性仮設建物の取得価額の特例）

2-2-8 建設業者等が建設工事等の用に供する金属造りの移動性仮設建物については、その償却費を工事原価に算入するのであるが、この場合における当該建物の償却計算の基礎となる取得価額は、当該建物の構成部分のうちその移設に伴い反復して組み立てて使用されるものの取得のために要した費用の額によることができる。

(注) 当該建物の組立て、撤去に要する費用及び電気配線等の附属設備で他に転用することができないと認められるものの費用は、当該建物を利用して行う工事の工事原価に算入する。

建設工事等の用に供する金属造りの移動性仮設建物については、減価償却資産として経理し、その償却費を各工事に適正に配賦することになる。ところが、工事現場の移動に伴って移設することを常態とするものについて、税務上の原則どおり各工事現場を移動するたび

に、除却部分につき除却損を計上するとともに、新たな組立てのための追加費用を資本的支出として処理する、というような厳格な経理を要求することは実情に添わない。

そこで、この償却計算の基礎となる取得価額をその建物の構成部分のうち移設に伴って反復使用される材料の取得のために要する費用のみとし、その移動性仮設建物の組立て、撤去に要する費用及び他に転用することができない附属設備等の取得のために要する費用は、その建物を利用して行う各工事の原価に直接算入することを認めることとされている。

(7) 法人が選定した評価方法により評価しなかったことのみをもって、法定評価方法である最終仕入原価法により算出した取得価額による原価法により評価し直しているもの（令31②）。

(棚卸資産の法定評価方法)

第31条 法第29条第1項（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）に規定する評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した方法により評価しなかつた場合における政令における方法は、第28条第1項第一号ホ（棚卸資産の評価の方法）に掲げる最終仕入原価法により算出した取得価額による原価法とする。

2 税務署長は、内国法人が棚卸資産につき選定した評価の方法（評価の方法を届け出なかつた内国法人がよるべきこととされている前項に規定する評価の方法を含む。）により評価しなかつた場合において、その内国法人が行った評価の方法が第28条第1項に規定する評価の方法のうちいずれかの方法に該当し、かつ、その行つた評価の方法によつてもその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算を適正に行うことができると認めるときは、その行つた評価の方法により計算した各事業年度の所得の金額を基礎として更正又は決定（国税通則法第25条（決定）の規定による決定をいう。）をすることができる。

(8) 商品等の受払簿の期末残高がマイナスの場合において、マイナスの生じた原因を調査しないで、単に不合理であるとしてマイナスの金額をそのまま棚卸計上漏れとしているもの。

(9) 部分納入等のため原価が未確定な場合において、法人が適正に原価を見積っているときは、その見積額と実際額との差額は、その額が具体的に確定した日の属する事業年度の損益とすることとなっているのに、その見積計算を否認しているもの（基通2-2-1、5-1-2）。

(売上原価等が確定していない場合の見積り)

2-2-1 法第 22 条第 3 項第 1 号((損金の額に算入される売上原価等))に規定する「当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価」(以下 2-2-1 において「売上原価等」という。)となるべき費用の額の全部又は一部が当該事業年度終了の日までに確定していない場合には、同日の現況によりその金額を適正に見積るものとする。この場合において、その確定していない費用が売上原価等となるべき費用かどうかは、当該売上原価等に係る資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に関する契約の内容、当該費用の性質等を勘案して合理的に判断するのであるが、たとえその販売、譲渡又は提供に関連して発生する費用であつても、単なる事後的費用の性格を有するものはこれに含まれないことに留意する。

(取得後の事業年度において購入代価が確定した場合の調整)

5-1-2 棚卸資産を取得した日の属する事業年度においてその購入の代価が確定していないため見積価額で棚卸資産の取得価額を計算している場合において、その後の事業年度において購入の代価が確定したときは、その確定した金額と見積価額との差額に相当する金額は、その確定した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、その差額が多額である場合には、その差額については、原価差額の調整方法に準じて調整する。

(10) 不動産業者が造成団地売却のために設置した野立看板で分譲後撤去されるものは、譲渡原価に算入できないのに、これを構築物計上漏れとして否認しているもの (令 32①二ロ)。

(棚卸資産の取得価額)

第 3 2 条 第 2 8 条第 1 項 (棚卸資産の評価の方法) 又は第 2 8 条の 2 第 1 項 (棚卸資産の特別な評価の方法) の規定による棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した棚卸資産〔以下略〕 次に掲げる金額の合計額
- イ 当該資産の購入の代価 (引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税〔中略〕) その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)
- ロ 当該資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額

二 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為（以下この項及び次項において「製造等」という。）に係る棚卸

資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額

ロ **★当該資産★を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額**

三 〔略〕

2～4 〔略〕

(11) 分譲地の譲渡価額を計算する場合において、分譲完了後地方公共団体等に寄附することを予定している道路敷地部分の額のうち、期中に分譲した土地に対応する部分は、その分譲した土地の譲渡原価に算入すべきであるのに、これを社有地の計上漏れとして否認しているもの（基通 2-2-3）。

〔造成団地の工事原価に含まれる道路、公園等の建設費〕

2-2-3 法人が一団地の宅地を造成して分譲する場合において、団地経営に必要とされる道路、公園、緑地、水道、排水路、街灯、汚水処理施設等の施設（その敷地に係る土地を含む。）については、たとえ当該法人が将来にわたってこれらの施設を名目的に所有し、又はこれらの施設を公共団体等に帰属させることとしているときであっても、これらの施設の取得に要した費用の額（当該法人の所有名義とする施設については、これを処分した場合に得られるであろう価額に相当する金額を控除した金額とする。）は、その工事原価の額に算入する。

〔DHCの解説〕

本通達においては、造成団地の分譲の場合における工事原価に含まれる道路、公園等の建設費について定めている。団地造成に伴って建設される道路、公園等の付帯施設の建設費用については、その性格上当然にその造成団地の工事原価に算入されるのであるが、このことは、たとえこれらの施設をその建設後公共団体等に帰属させることとしている場合でも、変わりはない。

最近における造成団地の分譲の実情を見ると、団地経営に必要な道路、公園等の付帯施設を地方公共団体に採納してもらおうとしても、その後の維持、管理費用が必要であるという理由などから、地方公共団体が容易にこれらの施設を採納しない場合が多く見受けられ、そこで、やむを得ず当該法人が、全くの無収益財産として、将来にわたってこれらの施設を名目的に所有せざるを得ないというケースも少

なくないが、たとえば名義は法人所有の施設であるといつても、その実体は全くの形式だけにすぎないのであつて、これらの施設の経済的な価値はすべて分譲された土地の効用に吸収されて譲渡されているとみることができる。

そこで、本通達においては、道路、公園等の付帯施設を将来名目的に法人が所有する場合であつても、その施設の建設費用が実質的に工事原価に算入すべきものであるときは、地方公共団体に帰属させる場合と同様に取扱うことを明らかにしている。

ただし、名目的にせよ当該法人の所有名義とする施設については、将来これを処分してその原価の一部を回収することもあり得ると思われるので、一応、その処分可能見込価額を工事原価に算入すべきことを明らかにしている。

また、分譲地の周辺の緑地、法面（のりめん）等を名目的に所有する場合には、かかる緑地、法面等は事実上利用できない無収益財産であるから、仮にこれを他へ処分するとしても、その処分可能見込価額はきわめて少額となる。ここでいう処分可能見込価額は、このような事情を考慮して算定することになるのである。

Q 当社は、現在K市内で分譲マンションを建設中であるが、開発許可申請の段階で付された条件に従い、その敷地の一部に並行して幼稚園を建設している。この幼稚園については、当初はK市に採納してもらつた計画であつたが、K市の意向により、最終的には新たに学校法人を設立してこれに寄付し、じ後私立幼稚園として運営することになつた。ただし、当社はこの幼稚園の経営に一切関与しない。この場合、幼稚園の建設原価（土地、建設の原価）は、分譲マンションの原価に算入してよいか。

A 分譲マンションの原価に算入してよい。

8. 有価証券

(1) 有利な価額により取得した有価証券（新たな払込み等をせず取得をした有価証券を含むものとし、法人の株主等が当該株主等として金銭その他の資産の払込等又は株式等無償交付により取得をした当該法人の株式又は新株予約権等を除く。）の取得価額は、その取得の時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額によるべきであるのに、払込金額として算入している法人計算をそのまま認めていいもの（令119①四）。

(有価証券の取得価額)

第119条 内国法人が有価証券の取得をした場合には、その取得価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した有価証券〔以下略〕 その購入の代価（購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
- 二 金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付により取得をした有価証券〔以下略〕 その払込みをした金銭の額及び給付をした金銭以外の資産の価額の合計額〔以下略〕
- 三 株式等無償交付〔中略〕により取得をした株式又は新株予約権〔以下略〕 零
- 四 有価証券と引換えに払込みをした金銭の額及び給付をした金銭以外の資産の価額の合計額が払い込むべき金銭の額又は給付すべき金銭以外の資産の価額を定める時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額に比して有利な金額である場合における当該払込み又は当該給付（以下この号において「払込み等」という。）により取得をした有価証券（新たな払込み等をせず）に取得をした有価証券を含むものとし、法人の株主等が当該株主等として金銭その他の資産の払込み等又は株式等無償交付により取得をした当該法人の株式又は新株予約権（当該法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合における当該株式又は新株予約権に限る。）、第二十号に掲げる有価証券に該当するもの及び適格現物出資により取得をしたものを除く。） その取得の時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額

五～二十七 〔略〕

2・3 〔略〕

〔DHCの解説〕

すなわち、有利発行又は無償交付の場合で、株主等として取得していない場合及び株主等として取得した場合であっても他の株主等に損害を及ぼすおそれがある場合には、取得した有価証券の時価をもって取得価額を認識し、払込金額又は給付資産価額との差額について受贈益課税がされることとなる。

この「他の株主等に損害を及ぼすおそれがある場合を除く」（他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合における当該株式又は新株予約権に限る）という要件は、会社法の制定による種類株式の多様化に伴い、平成18年度税制改正において従前の「株主

等として取得したもの」(税制上の株主平等)の内容を、より明確化したものである。ここで、他の株主等に損害を及ぼす恐れがある場合は、例えば2以上の種類の株式を発行している場合で、1の種類の株式を対象に新株の有利発行又は無償交付が行われ、他の種類の株式について転換割合の調整条項がない場合などの理由により他の種類の株式の価値が低下する場合などがこれに該当すると考えられる。

(通常要する価額に比して有利な金額)

2-3-7 令第119条第1項第4号((有利発行により取得した有価証券の取得価額))に規定する「払い込むべき金銭の額又は給付すべき金銭以外の資産の価額を定める時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額に比して有利な金額」とは、当該株式の払込み又は給付の金額(以下2-3-7において「払込金額等」という。)を決定する日の現況における当該発行人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下回る価額をいうものとする。

(注)

- 1 社会通念上相当と認められる価額を下回るかどうかは、当該株式の価額と払込金額等の差額が当該株式の価額のおおむね10%相当額以上であるかどうかにより判定する。
- 2 払込金額等を決定する日の現況における当該株式の価額とは、決定日の価額のみをいうのではなく、決定日前1月間の平均株価等、払込金額等を決定するための基礎として相当と認められる価額をいう。

(2) 法人の届出に係る評価方法は総平均法であるにもかかわらず、移動平均法によって否認しているもの(令119の2、119の5、119の7)。

(3) 法人の届出に係る評価方法は総平均法であり、期首より所有していた株式を全株期中に売却し、その後に購入した同じ銘柄の株式について購入価額で期末評価している法人計算をそのまま認めているもの(令119の2①二)。

移動平均法	有価証券をその銘柄の異なるごとに区別し、その銘柄を同じくする有価証券の取得〔中略〕をその都度その有価証券のその取得の直前の帳簿価額とその取得をした有価証券の取得価額〔中略〕との合計額をこれらの有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもってその1単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

総平均法	<p>有価証券を前号と同様に区別し、その銘柄の同じものについて、①当該事業年度開始の時に有していたその有価証券の帳簿価額と②当該事業年度において取得をしたその有価証券の取得価額の総額との合計額をこれらの有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその1単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。</p>
(4) 株式の併合が行われた場合に付替え計算を行わず、併合により減少した株数に相当する価額を評価損として計上しているもの（令119の3、119の4①）。	(5) 市場有価証券以外の株式で、その株式を発行する法人の資産状態が著しく悪化した事実がないにもかかわらず、評価損の計上を行っているもの（令68①二ロ）。
<p>☆(6) 売買目的外有価証券について、評価損を計上できざる事実がないのに期末時価で評価しているもの（法33、法令68①二ロ）。</p> <p>（資産の評価損の計上ができる事実）</p> <p>第68条 法第33条第2項（資産の評価損の損金不算入等）に規定する政令で定める事実（次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める事実であつて、当該事実が生じたことにより当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなつたものをいう。）及び法的整理の事実（更生手続における評価が行われることに準ずる特別の事実をいう。）とする。</p> <p>〔中略〕</p> <p>二 有価証券 次に掲げる事実（法第61条の3第1項第1号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券にあつては、ロ又はハに掲げる事実）</p> <p>イ 第119条の13第1項第1号から第4号まで（売買目的有価証券の時価評価金額）に掲げる有価証券（第119条の2第2項第2号（有価証券の1単位当たりの帳簿価額の算出の方法）に掲げる株式又は出資に該当するものを除く。）の価額が著しく低下したこと。</p> <p>ロ イに規定する有価証券以外の有価証券について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと。</p> <p>ハ ロに準ずる特別の事実</p> <p>〔以下略〕</p>	

(評価損の判定の単位)

9-1-1 法人がその有する資産について法第33条第2項《資産の評価換えによる評価損の損金算入》の規定による評価損を計上した場合において、その評価損の額は否認の額を計算する単位は、次に掲げる資産についてはおおむね次の区分によるものとし、その他の資産についてはこれらに準ずる合理的な基準によるものとする。

- (1) 土地等（土地の上に存する権利を含む。） 一筆（一体として事業の用に供される一団の土地等）にあっては、その一団の土地等）ごと
 - (2) 建物 一棟（建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物にあっては、同法第2条第1項に規定する建物の部分）ごと
 - (3) 電話加入権（特殊な番号に係る電話加入権を除く。） 電話局の異なるものごと
 - (4) 棚卸資産 種類等の異なるものごと、かつ、令第68条第1項《資産の評価損の計上ができざる事実》に規定する事実の異なるものごと
 - (5) 有価証券 銘柄ごと
- (市場有価証券等以外の株式の価額)

9-1-13 市場有価証券等以外の株式につき法第33条第2項《資産の評価損の損金不算入等》の規定を適用する場合の当該株式の価額は、次の区分に応じ、次による。

- (1) 売買実例のあるもの〔略〕
- (2) 公開途上にある株式〔略〕
- (3) 売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの〔略〕
- (4) (1)から(3)までに該当しないもの 当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行人の事業年度終了の時点における1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

- (7) 満期保有目的の有価証券（償還期間償還金額の定めのあるもの）について、償却原価法に基づいて期末評価をしていないもの（法61の3①二、令119の14）。
- (8) その他有価証券を会計上、時価評価し、その評価差額を損失として計上している場合に、当該評価差額（損失）について申告加算していないもの（法33）。
- (9) 損金経理していないその他有価証券の評価差額に係る繰延税金負債の額を誤って加算しているもの。
- (10) 全部純資産直入法による有価証券評価差額は、会計上損益とされていないのに、誤って申告調整しているもの。
- (11) 平成18年4月1日以後に自己の株式購入のために要した費用は損金の額に算入されることとなるのに、申告加算している法人の処理をそのまま認めているもの（法2二十一、令8①二十一）。

法人税法施行令119①一〔上記参照〕

法基通

2-3-5 令第119条第1項第1号（購入した有価証券の取得価額）に規定する「その他その有価証券の購入のために要した費用」には、有価証券を取得するために要した通信費、名義書換料の額を含めないことができる。

外国有価証券の取得に際して徴収される有価証券取得税その他これに類する税についても、同様とする。

自己株式の取得は資本等取引である。

二十一 有価証券 金融商品取引法〔中略〕第2条第1項（定義）に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるもの（自己が有する自己の株式又は出資及び第61条の5第1項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ取引に係るものを除く。）をいう。

〔有価証券と自己株式の対比〕

購入した有価証券	その購入の代価（購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）（法令119①一）
自己株式	その対価の額に相当する金額（法令8①二十一）

(12) 退職給付信託をしている有価証券と種類・銘柄を同じくする有価証券を有している場合、当該信託に係る有価証券と法人が有する有価証券とを区分して、一単位当たりの帳簿価額を算出することができることとされているのに、簿価通算をして更正しようとしているもの（基通 2-3-16）。

(13) 同一の法人の発行する一の種類の株式と他の種類の株式とを保有する場合、これらの株式が同一の価額で取引が行われるものとは認められないのに同一の銘柄として一単位当たりの帳簿価額を計算しているもの（基通 2-3-17）。

9. デリバティブ取引・ヘッジ処理

(1) 法人が繰延ヘッジの手段としたデリバティブ取引等に係る時価評価損益を繰り延べているのに、ヘッジ処理の有効性判定を行わずに、デリバティブ取引等であることのみをもって繰延処理を否認しているもの（法 61 の 6①、令 121①）。

ヘッジ処理として有効性判定の割合が 80%から 125%の範囲内であればヘッジ手段のデリバティブ取引等の時価評価損益の繰延処理は認められることとなる（令 121 の 2）。

(2) オプションを取得した場合に支払うオプション料の額は前渡金として処理し、オプションを売却した場合等に支払を受けるオプション料の額は前受金として処理することとなるのに、支払時の損金としている法人の処理をそのまま認めているもの。

〔注〕オプション料は、行使時の損金又は益金とされるのであるが、デリバティブ取引に該当するオプションそのものは、期末時までに行使期限が未到来である場合には、法人税法第 61 条の 6 の適用を受けるヘッジ処理のために行ったオプション取引である場合を除き、みなし決済損益を計上する（法 61 の 5①、法 61 の 6①）。

〔デリバティブ取引〕

（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）

第 61 条の 5 内国法人がデリバティブ取引(注 1)を行った場合において、当該デリバティブ取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないもの(注 2)があるときは、その時において当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額〔中略〕は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2～4 〔略〕

(注1)金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、財務省令で定めるものをいう。

(注2)第61条の8第2項(先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算)の規定の適用を受ける場合における同項に規定する先物外国為替契約等に基づくものその他財務省令で定める取引(次項において「為替予約取引等」という。)を除く。以下この項において「未決済デリバティブ取引」という。)

(未決済デリバティブ取引の意義)

基通2-3-37 法第61条の5第1項((デリバティブ取引に係る利益相当額の益金算入等))に規定する「デリバティブ取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないもの」とは、事業年度終了の時ににおいてデリバティブ取引(同項に規定する「デリバティブ取引」をいう。以下この款において同じ。)に係る約定が成立しているもののうち、解約、譲渡、オプシヨンの行使・消滅その他の手仕舞いに係る約定(以下この章において「手仕舞約定等」という。)が成立していないものをいうことに留意する。

(注) 〔略〕

規則第27条の7 法第61条の5第1項(デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額又は損金算入等)に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

- 一 金融商品取引法第20条第20項(定義)に規定するデリバティブ取引
- 二 銀行法施行規則第13条の2の3第1項第1号(金融等デリバティブ取引)に規定する商品デリバティブ取引
- 三 銀行法施行規則第13条の2の3第1項第2号に掲げる取引
- 四 銀行法施行規則第13条の2の3第1項第3号に掲げる取引(第3項第3号において「商品等オプシヨンの取引」という。)
- 五 銀行法施行規則第13条の6の3第5項第4号(特定取引勘定)に規定する選択権付債券売買
- 六 外国通貨をもつて表示される支払手段(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第7号(定義)に規定

する支払手段をいう。)又は外貨債権(外国通貨をもって支払を受けることができる債権をいう。)の売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引をその売買契約の締結の日後の一定の時期に一定の外国為替の売買相場により実行する取引(第3項第2号において「先物外国為替取引」という。)

七 前各号に掲げる取引に類似する取引

為替予約はデリバティブ取引と呼ばれるものの一種で、金融商品会計基準に従って、原則として期末に時価評価を行い、評価差額は「為替差損益」として会計処理される。

〔デリバティブ取引の区分〕

先物取引	株価指数先物、為替予約、商品先物など
オプション取引	株価オプション、金利オプション、通貨オプションなど
スワップ取引	金利スワップ、通貨スワップなど

10. 外貨建取引

(1) 輸入商品の円換算額を不適正な社内レートにより行っている法人計算をそのまま認めているもの(法61の8、基通13の2-1-2(注)2)。(外貨建取引及び発生時換算法の円換算)

13の2-1-2 法第61条の8第1項((外貨建取引の換算))及び法第61条の9第1項第1号イ((発生時換算法の意義))の規定に基づく円換算(法第61条の8第2項の規定の適用を受ける場合の円換算を除く。)は、その取引を計上すべき日(以下この章において「取引日」という。)における対顧客直物電信売相場(以下この章において「電信売相場」という。)と対顧客直物電信買相場(以下この章において「電信買相場」という。)の仲値(以下この章において「電信売相場の仲値」という。)による。ただし、継続適用を条件として、売上その他の収益又は資産については取引日の電信買相場、仕入その他の費用(原価及び損失を含む。以下この章において同じ。)又は負債については取引日の電信売相場によることができるものとする。

(注)

- 1 本通達の本文の電信売相場、電信買相場及び電信売相場及び電信買相場の仲値については、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これを認める。
- 2 上記の円換算に当たっては、継続適用を条件として、当該外貨建取引の内容に応じてそれぞれ合理的と認められる次のような外国為替の売買相場（以下この章において「為替相場」という。）も使用することができる。
 - (1) 取引日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の電信買相場若しくは電信売相場又はこれらの日における電信売買相場の仲値
 - (2) 取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場の平均値

〔以下略〕

- (2) 営業外損益に計上した為替差損を輸入商品の取得価額を構成するとしてその取得価額に加算しているもの（基通13の2-1-9）。

（為替差益を計上した場合の資産の取得価額の不修正）

13の2-1-9 資産の取得に要した法第61条の9第1項第1号（（外貨建資産等の換算額））に規定する外貨建債務（以下この章において「外貨建債務」という。）を当該事業年度終了の時の為替相場により円換算を行ったため為替差益が生じた場合であっても、当該資産の取得価額を減額することはできないことに留意する。

〔DHCの解説〕

外貨建資産等の換算は、為替相場の変動に基因するものであるから外貨建資産等の換算限りの問題であり、かつ、資産の取得後に生ずる問題であるので資産の取得価額を修正する要因となるものではないと認められる。そこで、資産の取得に要した外貨建債務につき当該事業年度終了の時における為替相場による円換算を行うため換算差益が生じた場合であっても、当該資産の取得価額を減額することはできないものとされている。

(3) 前渡金又は前受金で資産の売買代金に充てられるものは、外貨建債権債務には含まれないこととされているのに、これについて期末換算を行っているもの（基通13の2-2-1）。また、外貨建債権で既にその支払期限を経過したものは、短期外貨建債権に該当しないのに、これについて短期外貨建債権として期末時換算を行っているもの（基通13の2-2-12）。

(前渡金、未収収益等)

13 の 2 - 2 - 1 外貨建取引に関して支払った前渡金又は収受した前受金で資産の売買代金に充てられるものは、外貨建債権債務に含まれない。ただし、外貨建取引に係る未収収益又は未払費用は、外貨建債権債務に該当するものとして取り扱う。

[DHCの解説]

1 前渡金又は前払金がある取引に関し、資産の引渡しにより費用、収益等として計上する場合には、前渡金又は前払金の帳簿価額をもつて振り替え、改めてその計上日における為替相場で換算し直すようなことはしないこととしたものである。

この点については、日本公認会計士協会の会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）においても、外貨により授受された前渡金及び前受金については、金銭授受時の為替相場による円換算額を付すこととされ、また、外貨建取引高のうち、前渡金及び前受金の部分は、原則としてそれが記帳されている為替相場による円換算額を付すこととされており（実務指針 26、27）、事実上、本通達前段の規定と同様の取扱いとなつている。

また、実務指針においては、併せて外貨建ての取引に係る未収収益及び未払費用も、その決済期日に外貨の授受があることから、換算上、外貨建金銭債権債務に準ずるものとして扱うこととしている。

2 税務上においても、従来外貨建ての取引に係る未収収益及び未払費用については、換算上、外貨建債権又は外貨建債務として取り扱ってきたところであるが、上記企業会計上の取扱いが明らかになされたことから、本通達ただし書において、念のため当該取扱いが明らかにされている。

(期限徒過の外貨建債権)

13 の 2 - 2 - 12 外貨建債権で既にその支払期限を経過し支払が延滞しているものは、短期外貨建債権に該当しないものとして取り扱う。

[DHCの解説]

1 短期外貨建債権とは、外貨建債権のうちその決済により外国通貨を受け取る期限が当該事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来するものとされている。支払期限を経過した不良債権については、返済がいつ実行されるか不明である等から、長期の外貨建債権として取り扱うこととされたものである。

この場合において、長期外貨建債権について発生時換算法を選定しているときは、何も当初取得時の円換算額にその帳簿価額を戻すということではなく、その支払期限を徒過した時点における円換算額をもつて発生時換算法による円換算額とすることとすると考えられる。

2 なお、本通達に関連して、期限徒過といつても、若干の期限遅れの生じた場合にも、本通達により長期外貨建債権として扱う必要があるのかどうかという疑義を持つ向きがあるろうと思われれるが、本通達の趣旨は、あくまでも期限徒過の不良債権を前提とした取扱いであるから、若干の期限遅れ債権についてまで厳格に本通達を適用する必要はないと思われる。

(4) 外貨建資産等の換算方法は、選定の届出をし、又は変更の承認を受けた換算方法（選定しなかった場合は法定換算方法）によることになっているのに、法人が異なる方法により行った換算をそのまま認めているもの（法61の9、令122の4、122の5、122の6、122の7）。また、内国法人がその選定をしている換算方法によらなかった場合には、その選定している換算方法を適用することとなるのに、法定換算方法を適用しているもの（法61の9①）。

(外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続)

第122条の6 内国法人は、第122条の4（外貨建資産等の期末換算方法の選定の方法）に規定する外貨建資産等〔中略〕につきその金額の事業年度終了の時における円換算額への換算の方法として選定した方法（その方法を届け出なかつた内国法人がよるべきこととされている次条各号に定める方法を含む。〔中略〕）を変更しようとするときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする内国法人は、新たな換算の方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、その旨、変更しようとする理由その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した内国法人が現によつて換算の方法を採用してから相当期間を経過していないとき、又は変更しようとする換算の方法によつてはその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下することができる。

4 税務署長は、第2項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第2項の申請書の提出があった場合において、同項に規定する事業年度終了の日〔中略〕までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

6 〔略〕

(換算方法の変更申請があつた場合等の「相当期間」)

13の2-2-15 一旦採用した外貨建資産等の換算の方法は特別の事情がない限り継続して適用すべきものであるから、法人が現によつて換算の方法を変更するために令第122条の6第2項《外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続》の規定に基づいてその変更承認申請書を提出した場合において、その現によつて換算の方法を採用してから3年を経過していないときは、その変更が合併や分割に伴うものである等その変更することについて特別な理由があるときを除き、同条第3項の相当期間を経過していないときに該当するものとする。

令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》の規定に基づきその選定した方法を変更する場合も同様とする。
(注)その変更承認申請書の提出がその現によつて換算の方法を採用してから3年を経過した後になされた場合であっても、その変更することについて合理的な理由がないと認められるときは、その変更を承認しないことができる。

(5)当初、長期の外貨建債権債務であつたものが、当期末に短期の外貨建債権債務となる場合には、当期末の換算に当たっては、短期の債権債務に係る換算を行うこととなるのに、それによつていないもの(令122の4)。

(6)外国銀行の内部利子の否認額の円換算は費用計上日又は満期日のTTMレートによるべきであるにもかかわらず年間平均TTMレートを適用しているもの。

(7)短期外貨建債権について発生時換算法を採用している法人において、手形借入による短期外貨建債権を手形期日の書換えによる返済期限の延長を行っている場合に、当該書換え時に旧債務の消滅及び新債務の発生があつたものとして為替差損益を計上している法人計算をそのまま認めているもの(単なる返済期限の延長は、民法上債務の消滅とならない)。

☆(8)外貨建取引に係る否認をした場合において、否認すべき金額は、原則として取引日における為替レートにより換算すべきであるのに、合理的な理由もなく取引日以外の換算レートにより否認金額を計算しているもの。また、否認された金銭債権債務等が短期外貨建

債権債務に該当し、法人が期末時換算法の適用を受けているにもかかわらず、期末の換算レートによる換算差損益に係る更正を行っていないもの。

1 1. 売上割戻し・仕入割戻し〔略〕

1 2. 受取利息〔略〕

1 3. 賃貸料等〔略〕

1 4. 資産の譲渡損益〔略〕

1 5. その他の益金

(1) 雇用保険法の規定により支給を受ける雇用調整給付金等について、その給付の原因となる事実があったにもかかわらず益金に算入していないもの（基通 2-1-42）。また、給付を受けているにもかかわらず仮受金処理している法人計算をそのまま認めているもの。

〔法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期〕

2-1-42 法人の支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費をほてんするために雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する事業年度終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該事業年度の益金の額に算入するものとする。

〔注〕 法人が定年の延長、高齢者及び身体障害者の雇用等の雇用の改善を図ったこと等によりこれら法令の規定等に基づき交付を受ける奨励金等の額については、その支給決定があった日の属する事業年度の益金の額に算入する。

〔DHCの解説〕

本通達においては、雇用保険法等の規定に基づいて交付を受ける各種の給付金等の収益計上時期について、二つのカテゴリーに分けてその取扱いを定めている。

見積計上 が必要	雇用保険法の規定により支給を受ける雇用調整助成金のように、その受給の原因となる休業手当、賃金、職業訓練費等の経費の支出に当たり、あらかじめ給付金による補填を前提として所定の手続をとり、その手続のもとにこれらの経費の支出がされることになるものについては、その対象となる休業手当等の支出時点であらかじめその支給を受けるべき給付金の額を見積り計上することにより、対応関係を持たせることとしている。
見積計上 が不要	定年延長奨励金のように、具体的な経費支出の補填という性格のものではなく、一定基準に基づいて支給される奨励金のようなものについては、あらかじめ収益の見積り計上をする必要はなく、支給決定を受けた時点で収益計上すれば足りることとしている。

(2) 時効の援用をしていない債務について、当期に消滅時効が完成したとして、当該債務相当額を債務免除益として否認しているもの(民法 145)。

(時効の効力) 第 1 4 4 条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。 (時効の援用) 第 1 4 5 条 時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

「援用」とは、「自己の利益のために何らかの事実を主張すること」をいう。法的には、民法における「時効の主張」の場面において利用される。時効には取得時効と消滅時効の 2 種類があり、いずれも時効期間が経過すると援用できません。前者を援用した者は債権を取得し、後者を援用した者は債務が消滅する。時効の援用は口頭でも足りる。しかし、「言った・言わない問題」が発生するリスクがあるので、配達証明付きの内容証明郵便によることが望ましい。

(3) 販売業者等が製造業者等から資産を無償で取得した場合において、その資産が広告宣伝資産に該当しないときは、製造業者等の当該資産の取得価額を経済的利益の額として否認すべきであるのに、取得価額の 3 分の 2 相当額しか否認していないもの（基通 4-2-1）。

(広告宣伝用資産等の受贈益)

4-2-1 販売業者等が製造業者等から資産（広告宣伝用の看板、ネオンサイン、どん帳のように専ら広告宣伝の用に供されるものを除く。）を無償又は製造業者等の当該資産の取得価額に満たない価額により取得した場合には、当該取得価額又は当該取得価額から販売業者等がその取得のために支出した金額を控除した金額を経済的利益の額としてその取得の日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、その取得した資産が次に掲げるような広告宣伝用のものである場合には、その経済的利益の額は、製造業者等のその資産の取得価額の3分の2に相当する金額から販売業者等がその取得のために支出した金額を控除した金額とし、当該金額（同一の製造業者等から2以上の資産を取得したときは当該金額の合計額）が30万円以下であるときは、経済的利益の額は無いものとする。

- (1) 自動車（自動三輪車及び自動二輪車を含む。）で車体の大部分に一定の色彩を塗装して製造業者等の製品名又は社名を表示し、その広告宣伝を目的としていることが明らかなもの
- (2) 陳列棚、陳列ケース、冷蔵庫又は容器で製造業者等の製品名又は社名の広告宣伝を目的としていることが明らかなもの
- (3) 展示用モデルハウスのように製造業者等の製品の見本であることが明らかなもの

(注) 広告宣伝用の看板、ネオンサイン、どん帳のように、専ら広告宣伝の用に供される資産については、その取得による経済的利益の額は無い。

[DHCの解説]

原則（本文）	その取得価額又はその取得価額から販売業者等の負担額を控除した金額が経済的利益の額（受贈益）として、その取得年度の益金の額に算入される。
広告宣伝用の看板等(本文の括弧書き)	販売業者の取得した資産が広告宣伝用の看板、ネオンサイン、どん帳のように、もっぱら広告宣伝の用に供されるものであるときは、販売業者等が直接利益を享受するものではないから、その取得による経済的利益は無いものとして販売業者等に対する受贈益課税は行わない。
その他の広告宣伝用資産（ただし書）	販売業者等が取得した資産が通達（1）～（3）に掲げるような広告宣伝用資産である場合には、広告宣伝用資産といつても看板、ネオンサイン、どん帳等と異なり、製造業者等の広告宣伝のほか、販売業者等の利

益のために使用されるものであるから、販売業者等の享受する経済的利益の額を製造業者等の取得価額の3分の2とみと受贈益課税を行うが、その経済的利益の額が少額（30万円以下）の場合には、受贈益課税を行わなくとも弊害がないので、少額非課税の見地から経済的利益の額はないものとして取り扱う。

なお、広告宣伝用の看板、ネオンサイン、どん帳、陳列棚、自動車、展示用モデルハウス等を贈与等した側においては、その贈与等により生じた費用は、繰延資産として償却することとなる。

(広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用)

8-1-8 令第14条第1項第6号ニ《広告宣伝用資産を贈与した費用》に規定する「製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用」とは、法人がその特約店等に対し自己の製品等の広告宣伝のため、広告宣伝用の看板、ネオンサイン、どん帳、陳列棚、自動車のような資産（展示用モデルハウスのように見本としての性格を併せ有するものを含む。以下8-1-8において同じ。）を贈与した場合（その資産を取得することを条件として金銭を贈与した場合又はその贈与した資産の改良等に充てるために金銭等を贈与した場合を含む。）又は著しく低い対価で譲渡した場合における当該資産の取得価額又は当該資産の取得価額からその譲渡価額を控除した金額に相当する費用をいう。

(4) 生命保険金の収益計上時期について、死亡事故が生じたことのみをもって、当該死亡事故が生じた日の収益として更正しているもの。

16. 定期同額給与

(1) 出向先法人で役員となっている者に対する職務執行の対価を給与負担金として出向元法人に支払っている場合には、出向先法人から出向元法人への支払形態によって定期同額給与かどうかを判断するにもかかわらず、出向元法人から出向者に対する支払方法を勘案して判定しているもの（基通9-2-46）。

(出向先法人が支出する給与負担金に係る役員給与の取扱い)

9-2-46 出向者が出向先法人において役員となっている場合において、次のいずれにも該当するときは、出向先法人が支出する当該役員に係る給与負担金の支出を出向先法人における当該役員に対する給与の支給として、法第34条《役員給与の損金不算入》の規定が適用される。

(1) 当該役員に係る給与負担金の額につき当該役員に対する給与として出向先法人の株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの決議がされていること。

(2) 出向契約等において当該出向者に係る出向期間及び給与負担金の額があらかじめ定められていること。

(注)

1 本文の取扱いの適用を受ける給与負担金についての同条第1項第2号《事前確定届出給与》に規定する届出は、出向先法人がその納税地の所轄税務署長にその出向契約等に基づき支出する給与負担金に係る定めの内容について行うこととなる。

2 出向先法人が給与負担金として支出した金額が出向元法人が当該出向者に支給する給与の額を超える場合のその超える部分の金額については、出向先法人にとって給与負担金としての性格はないことに留意する。

(2) 使用人兼務役員に対する使用人職務分給与は、定期同額であるかどうかの判定を要しないにもかかわらず、その判定を行っているもの(法34①)。なお、委員会設置会社の取締役は、当該委員会設置会社他の使用人を兼ねることができないことに留意する(会社法331④)。

(3) 期中に役員の分掌変更等の臨時改定事由が生じたことにより役員給与額の改定を行った場合に、その改定が事業年度開始の日から3月以内に行われていないことをもって損金不算入としているもの(令69①ーロ)。

★(4) 専務取締役、常務取締役、監査役その他使用人兼務役員に該当しない役員に対する給与について、使用人分給与相当額として損金算入を認めているもの(法34①⑥、令71)。

(注) いわゆる特定役員(同族会社の役員のうち、令71①五の要件を満たす者)は、使用人兼務役員になれない点に注意する。

17. 事前確定届出給与

★(1) 職務執行期間開始の日から1月以内に支給額等の届出がされていない給与について、他の使用人と同時期に支給していること、かつ、毎期継続して支給していることのみを根拠に損金算入を認めているもの(法34①二、令69④-)。

★(2) 過去の職務執行の対価であることが明らかである（例えば、任期満了者も支給対象としているものや前期末に引当金計上しているもの等）にもかかわらず、将来の職務執行期間の途中で支給したものとす届出書の提出による損金算入をそのまま認めているもの（法 34①二、令 69④一）。

(3) 同族会社に該当しない法人が定期給与を支給しない役員に対して支給する事前確定給与については、その定めの内容に関する届出が不要であるにもかかわらず、届出がないことを理由に損金不算入であるとして否認しているもの（法 34①ニイかつこ書き）。

18. 過大役員給与

(1) 役員給与の限度額に使用人兼務役員の使用人分の額を含めない旨を定款に定めず又はその旨を株主総会の決議によって定めていないのに、使用人兼務役員の給与から使用人分の給与の額を控除して役員給与の額を計算し、支給限度額と対比しているもの（法 34②、令 70一ロ、基通 9-2-22、9-2-23）。

（使用人分の給与の適正額）

9-2-23 使用人兼務役員に対する使用人分の給与を令第 70 条第 1 号ロ《限度額等を超える役員給与の額》に定める役員給与の限度額等に含めていない法人が、使用人兼務役員に対して使用人分の給与を支給した場合には、その使用人分の給与の額のうち当該使用人兼務役員が現に従事している使用人の職務とおおむね類似する職務に従事する使用人に対して支給した給与の額（その給与の額が特別の事情により他の使用人に比して著しく多額なものである場合には、その特別の事情がないものと仮定したときにおいて通常支給される額）に相当する金額は、原則として、これを使用人分の給与として相当な金額とする。この場合において、当該使用人兼務役員が現に従事している使用人の職務の内容等からみて比準すべき使用人として適当とする者がいないときは、当該使用人兼務役員が役員となる直前に受けていた給与の額、その後のベースアップ等の状況、使用人のうち最上位にある者に対して支給した給与の額等を参酌して適正に見積った金額によることができる。

〔DHCの解説〕

比準者のいない場合の取扱いを適用する場合に、当該使用人兼務役員が役員になつてからかなりの年月が経過しているときは、役員昇格直前の使用人としての給与の額を基準として使用人分の給与の適正額の見積りを行うとしても、その後にベースアップ等があり得るか

ら、単純に比較してみてもあまり意味がないという問題がある。このように、役員昇格直前に受けていた使用人としての給与の額がその後の給与ベース等の変更により現在比較する給与の額として不適当になっている場合には、その後のベースアップ等の状況を加味したところでのその比較を行うことは当然のことであろう。

(2) 使用人兼務役員であった者が使用人兼務役員とされない役員（令71①）となった場合において、その直後にその者に対して支給した賞与の額のうち、使用人兼務役員であった期間に係る使用人分賞与の額として相当であると認められる部分の金額については、損金算入が認められるのに、これを否認しているもの（基通9-2-27）。

（使用人が役員となった直後に支給される賞与等）

9-2-27 使用人であった者が役員となった場合又は使用人兼務役員であった者が令第71条第1項各号《使用人兼務役員とされない役員》に掲げる役員となった場合において、その直後にその者に対して支給した賞与の額のうちその使用人又は使用人兼務役員であった期間に係る賞与の額として相当であると認められる部分の金額は、使用人又は使用人兼務役員に対して支給した賞与の額として認める。

(3) 使用人兼務役員に対する給与の損金算入の適否について、使用人としての職制上の地位の有無、比準者との比較等による検討を行っていないために、役員給与の損金不算入額が加算漏れとなっているもの（法34②、令70、基通9-2-23）。

(4) 使用人の支給時期と異なる時期に使用人兼務役員に支給した賞与を、使用人としての職務に対する賞与の額であるとして損金の額に算入しているのに、そのまま認めているもの。

（注）使用人兼務役員に対する使用人分賞与として相当な額は、他の使用人に対する賞与の支給時期に支給し、損金算入したときに認められる（法34②、令70三、基通9-2-26）。

（過大な役員給与の額）

第70条 法第34条第2項（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一・二 〔略〕

三 使用人兼務役員の使用人としての職務に対する賞与で、他の使用人に対する賞与の支給時期と異なる時期に支給したものの額

(他の使用人に対する賞与の支給時期と異なる時期に支給したものの意義)

9-2-26 法人が、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する賞与を、他の使用人に対する賞与の支給時期に未払金として経理し、他の役員への給与の支給時期に支払ったような場合には、当該賞与は、令第70条第3号《過大な役員給与の額》に規定する「他の使用人に対する賞与の支給時期と異なる時期に支給したものに該当することに留意する。

〔DHCの解説〕

1 法人がその使用人兼務役員に対して支給した使用人としての職務に対する給与は、たとえ賞与といえども、不相当に高額でない限り損金の額に算入されるのであるが（法34条1項本文かつこ書、2項）、この場合の使用人分賞与が不相当に高額かどうかの判定については、その賞与が他の一般使用人に対する賞与の支給時期と異なる時期に支給されたものである場合には、その使用人分賞与として支給した賞与は過大な役員給与に該当するものとしてその全額を損金不算入とする形式基準が設けられている（令70条3号）。要するに、他の一般使用人に対する賞与の支給時期に同時に支給することがその損金算入の唯一の条件ということになるのであるが、この場合の「同時支給」ということの事実判断については、種々の問題点が考えられる。

まず、一般使用人に対する賞与の支給時期に現実に支給しないで、未払金として経理し、他の役員（使用人兼務をしていない役員）への給与の支給時期に支払ったような場合がどうなるかということであるが、同時支給ということは、現実の支給がいつ行われたかという、いわば cash base により判断すべきことであつて、会計処理の時期のことではないから、むしろこのような場合には、同時支給の要件に該当しないことになる。本通達はこのことについて念のため明らかにしているのである。

2 なお、一口に同時支給といつても、一般使用人に対する賞与の支給が必ずしも全社一斉というわけではなく、例えば、本社部門における賞与の支給時期と、工場その他の現業部門における賞与の支給時期とが異なるというようなケースも珍しくはないが、このような場合には、使用人兼務役員の使用人分賞与の支給時期についても、その担当する部門の一般使用人の賞与の支給時期に合わせることも自然であるし、また、そのように支給時期を合わせる限りは、同時支給の要件について問題が生ずるようなことはないものと考えられる。

☆(5) 使用人兼務役員の使用人としての職務内容からみて比準使用人として適当な者がいない場合に、単に使用人のうち最上位の者の給与の額を、使用人兼務役員の使用人分の給与の額としているもの。

(注) 比準者として適当な者がいないときは、その使用人兼務役員が役員となる直前に受けていた給与の額、その後のベースアップ等の状況、最上位の使用人に支給した給与の額等を参酌して適正に見積った額による（法34②、令70一ロ、基通9-2-23）。

(6) 役員に対する認定賞与ではなく、貸付金処理を行う場合に、金銭消費貸借契約書、取締役会議事録、貸付金受入伝票等、会社内部の手続きの確認をしないで、これを貸付金として処理しているもの。

(7) 役員の海外渡航費中、法人の業務の遂行上必要と認められない部分の金額は、当該役員の給与とすべきであるのに、損金算入を認めているもの（基通9-7-6、9-7-7、9-7-8、9-7-9、9-7-10）。

(海外渡航費)

9-7-6 法人がその役員又は使用人の海外渡航に際して支給する旅費（支度金を含む。以下この款において同じ。）は、その海外渡航が当該法人の業務の遂行上必要なものであり、かつ、当該渡航のための通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費としての法人の経理を認める。したがって、法人の業務の遂行上必要とは認められない海外渡航の旅費の額はもちろん、法人の業務の遂行上必要と認められる海外渡航であつてもその旅費の額のうち通常必要と認められる部分の金額については、原則として、当該役員又は使用人に対する給与とする。

(注) その海外渡航が旅行期間のおおむね全期間を通じ、明らかに法人の業務の遂行上必要と認められるものである場合には、その海外渡航のために支給する旅費は、社会通念上合理的な基準によつて計算されている等不当に多額でないとして認められる限り、その全額を旅費として経理することができる。

「業務に関連のないもの」及び「関連があつても通常必要な金額を超えている部分の金額」は、給与となる。旅費として損金となるか給与（この場合は一般的には臨時的な給与であるから賞与）となるかは実質に基づき判定される。また、この通達は、役員のみならず、使用人にも適用される。注書きの「不当に多額でない」については、国家公務員の海外旅費に関する規程を参考にすればよい。

(業務の遂行上必要な海外渡航の判定)

9-7-7 法人の役員又は使用人の海外渡航が法人の業務の遂行上必要なものであるかどうかは、その旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判定するものとするが、次に掲げる旅行は、原則として法人の業務の遂行上必要な海外渡航に該当しないものとする。

(1) 観光渡航の許可を得て行う旅行

(2) 旅行あつせんを行う者等が行う団体旅行に応募してする旅行

(3) 同業者団体その他これに準ずる団体が主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるもの

実際に観光目的でない場合には、これを反証するデータ(旅程表、訪問先、会議の議事録や写真、相手方の名刺、これらの方法によらざるを得なかった理由などの疎明資料)が必要になると考えられる。

(同伴者の旅費)

9-7-8 法人の役員が法人の業務の遂行上必要と認められる海外渡航に際し、その親族又はその業務に常時従事していない者を同伴した場合において、その同伴者に係る旅費を法人が負担したときは、その旅費はその役員に対する給与とする。ただし、その同伴が例えば次に掲げる場合のように、明らかにその海外渡航の目的を達成するために必要な同伴と認められるときは、その旅行について通常必要と認められる費用の額は、この限りでない。

(1) その役員が常時補佐を必要とする身体障害者であるため補佐人を同伴する場合

(2) 国際会議への出席等のために配偶者を同伴する必要がある場合

(3) その旅行の目的を遂行するため外国語に堪能な者又は高度の専門的知識を有する者を必要とするような場合に、適任者が法人の使用人のうちにいないためその役員の親族又は臨時に委嘱した者を同伴するとき。

通達は「次に掲げる場合のように」と記載しているので、例示列挙である。要するに、配偶者等を同伴(随伴)することが、慰労・観光等の目的ではなくて、実際に業務に関連を有するものであること(国際的な慣例であること等を含むであろう。)を証する必要がある。

(業務の遂行上必要と認められる旅行と認められない旅行とを併せて行つた場合の旅費)

9-7-9 法人の役員又は使用人が海外渡航をした場合において、その海外渡航の旅行期間にわたり法人の業務の遂行上必要と認められる旅行と認められない旅行とを併せて行つたものであるときは、その海外渡航に際して支給する旅費を法人の業務の遂行上必要と認められる旅行の期間と認められない旅行の期間との比等によりあん分し、法人の業務の遂行上必要と認められない旅行に係る部分の金額については、当該役員又は使用人に対する給与とする。ただし、海外渡航の直接の動機が特定の取引先との商談、契約の締結等法人の業務の遂行のためであり、その海外渡航を機会に観光を併せて行つたものである場合には、その往復の旅費(当該取引先の所在

地等その業務を遂行する場所までのものに限る。)は、法人の業務の遂行上必要と認められるものとして、その海外渡航に際して支給する旅費の額から控除した残額につき本文の規定を適用する。

現実問題として、会議やイベントの終了後や途中の休日に観光旅行をすする事例は多い。詳細な旅程表の保管が必要である。「海外渡航費の取扱いについて(法令解釈通達)」(平成12年10月11日発遣)が実務の基準になる(詳細は〔略〕)。

19. 退職給与

(1) 役員の分掌変更又は改選による再任等退職の事実がない場合において支給した役員退職金は、損金算入を否認すべきであるのに、これを認めているもの。

(注) 常勤役員が非常勤役員(代表権を有する者等は除く。)になったこと、その分掌変更後における報酬の額が激減(おおむね50%以上の減少)したこと等、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合は除かれる。なお、原則として、退職給与として支給した給与には法人が未払金等に計上した場合は含まれない(基通9-2-32)。

(役員に分掌変更等の場合の退職給与)

9-2-32 法人が役員に分掌変更又は改選による再任等の際にその役員に対し退職給与として支給した給与については、その支給が、例えば次に掲げるような事実があったことによるものであるなど、その分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができる。

(1) 常勤役員が非常勤役員(常時勤務していないものであっても代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。)になったこと。

(2) 取締役が監査役(監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者及びその法人の株主等で令第71条第1項第5号《使用人兼務役員とされない役員》に掲げる要件の全てを満たしている者を除く。)になったこと。

(3) 分掌変更等の後におけるその役員(その分掌変更等の後においてもその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。)の給与が激減(おおむね50%以上の減少)したこと。

(注) 本文の「退職給与として支給した給与」には、原則として、法人が未払金等に計上した場合の当該未払金等の額は含まれない。

☆(2) 確定給付企業年金等の掛金等が実際に支出をした日の属する事業年度の損金の額に算入され、未払部分については、たとえその未払部分に係る期間を経過していても損金の額に算入することはできない(令 135、基通 9-3-1)。

(3) 出向元法人が適格退職年金契約を締結している場合、出向先法人があらかじめ定められた負担区分に基づき支出するその出向者に係る掛金等の額は、実際に支出した年度の損金の額に算入されるのに未払金として計上した法人計算をそのまま認めているもの(基通 9-2-51)。

(4) 使用人が役員となった場合において、使用人であった期間に係る退職給与を支給するときは、その支給をした日の属する事業年度の損金の額に算入することになっているのに、未払金として計上した法人計算をそのまま認めているもの(基通 9-2-36)。

(使用人が役員となった場合の退職給与)

9-2-36 法人の使用人がその法人の役員となった場合において、当該法人がその定める退職給与規程に基づき当該役員に対してその役員となった時に使用人であった期間に係る退職給与として計算される金額を支給したときは、その支給した金額は、退職給与としてその支給をした日の属する事業年度の損金の額に算入する。

(注) 9-2-35の(注)は、この取扱いを適用する場合について準用する。

(退職給与の打切支給)

9-2-35 法人が、中小企業退職金共済制度又は確定拠出年金制度への移行、定年の延長等に伴い退職給与規程を制定又は改正し、使用人(定年延長の場合にあっては、旧定年に到達した使用人をいう。)に対して退職給与を打切支給した場合において、その支給をしたことにつき相当の理由があり、かつ、その後は既往の在職年数を加味しないこととしていているときは、その支給した退職給与の額は、その支給した日の属する事業年度の損金の額に算入する。

(注) この場合の打切支給には、法人が退職給与を打切支給した事実としてこれを未払金等に計上した場合は含まれない。

自主点検チェックシート

事業年度 (第 期)	自	年	月	日
	至	年	月	日

公益財団法人 全国法人会総連合

監修：日本税理士会連合会

後援：国 税 庁

自主点検について

《目的》

企業を成長させるためには、内部統制及び経理能力の水準を向上させることが重要な要素と考えられます。

経営者が『自主点検チェックシート』を有効に活用することを通じて、内部統制及び経理能力の水準を向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待しています。

《自主点検の流れ》

点検担当者(経理責任者等)は、
【点検項目チェック表】の「点検項目」について、点検してください。

※自社の成長につなげるために、点検は税理士等ではなく、自社で行いましょう。

点検した結果を、「点検欄」に「○」、「×」で記入してください。
自社に該当のない項目や税理士等が確認している項目は「-」を記入してください。

※一部できていないという場合には、自社の成長につなげるため、「×」をつけましょう。

※点検回数は、自社の実情に応じて決め、継続して取り組みましょう。

「×」の項目について、その内容等を【点検結果記入表】に記入してください。

(点検結果を代表者に報告)

代表者は、【点検結果記入表】の点検結果から改善方針を策定し、今後の改善につなげていきます。

自主点検チェックシートの記入方法

「点検項目」に基づいて自主点検し、その結果を「点検欄」に記入してください。

○点検項目チェック表

		I 社内体制			
科目等	点検項目	点検欄			
		4/1	/	/	/
文書管理	1 自社で使用する領収書等は定型化され、担当者の責任の下に保管されていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 会社名は記載されていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者である場合、記載要件を満たしていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 自由に持ち出しされる可能性はありませんか。 解説 会社名を騙られることを防止します。内部の不正等を未然に防止します。一連番号が付されていれば、なお良いでしょう。	○			
	2 重要な書類等(現金、通帳、権利証等)は金庫に保管・施錠し、鍵は適切に保管されていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 施錠されないところに保管されていませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 未使用の小切手帳を管理していますか。	×			

点検結果が「×」の場合には、その内容を【点検結果記入表】に記入してください。

点検結果記入表
(4月 1日 点検分)

点検担当者	○○ ○○	
点検担当者記入欄	代表者記入欄	
項目番号	点検結果	改善方針
2	金庫に保管しているが、施錠していなかった。	

代表者は、改善方針を策定し、これを点検担当者に指示してください。

点検結果記入表
(4月 1日 点検分)

点検担当者	○○ ○○	
点検担当者記入欄	代表者記入欄	
項目番号	点検結果	改善方針
2	金庫に保管しているが、施錠していなかった。	確実に施錠し、鍵は○○が管理すること

○点検項目チェック表

I 社内体制

点検項目チェック表

点検結果記入表

科目等	点検項目	点検欄			
		/	/	/	/
文書管理	<p>1 自社で使用する領収書等は定型化され、担当者の責任の下に保管されていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 会社名は記載されていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者である場合、記載要件を満たしていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 自由に持ち出しされる可能性はありませんか。</p> <p>解説 会社名を騙られることを防止します。内部の不正等を未然に防止します。一連番号が付されていれば、なお良いでしょう。</p>				
	<p>2 重要な書類等(現金、通帳、権利証等)は金庫に保管・施錠し、鍵は適切に保管されていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 施錠されないところに保管されていませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 未使用の小切手帳を管理していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 誰でも開けられるようになっていませんか。</p> <p>解説 盗難被害を小さくします。内部の不正等を未然に防止します。鍵の管理を徹底すると、責任の所在が明確になります。</p>				
	<p>3 通帳、小切手帳等と印鑑は別の場所に保管されていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 勝手に出金等ができないようになっていますか。</p> <p>解説 盗難被害を小さくします。内部の不正等を未然に防止します。出金等の決裁体制があれば、なお良いでしょう。</p>				
	<p>4 小切手帳の控えは必要事項(支払先など)が記入され、保管されていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 白紙になっていませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 破棄されていませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 控えの枚数は合っていますか。</p> <p>解説 支払先・金額等を明確にします。内部の不正等を未然に防止します。摘要も記入されていれば、なお良いでしょう。</p>				
	<p>5 書損じた小切手は社印を抹消した上で、控えに添付されていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 破棄していませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後、使用できないように処置されていますか。</p> <p>解説 内部の不正等を未然に防止します。書損じの理由が明確にされていれば、なお良いでしょう。</p>				
	<p>6 インターネットバンキングのID、パスワードはセキュリティの観点から適切に保管されていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 端末付近にID等を記載したりしていませんか。</p> <p>解説 内部の不正等を未然に防止します。特定の者のみ操作できる体制であれば、なお良いでしょう。外部への流出を防止します。</p>				

I 社内体制

科目等	点検項目	点検欄				
		/	/	/	/	
文書管理	7	インターネットバンキングによる送受金は、上席の責任者によって確認する体制になっていますか。				
		<input checked="" type="checkbox"/> 送受金が、担当者のみで処理されていませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 管理者権限が適切な方に付与されていますか。				
		解説 内部の不正等を未然に防止します。 上位の者に取引内容が自動的に送信される体制であれば、なお良いでしょう。				
	8	注文書、納品書、請求書などの書類は一定の基準の下に整理し、保存されていますか。				
		<input checked="" type="checkbox"/> 後日、確認しやすいよう整理されていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子データで請求書等を送付・受領した場合は、電子取引として、検索機能などの一定の要件を満たした上でデータのまま保存がされていますか。				
		解説 経理水準が向上します。書類ごとに分かりやすく整理しましょう。経理の事務効率が向上します。 令和6年1月1日以後に行う電子取引については、一定の要件を満たして電子データのまま保存することが必要です。 なお、電子データを要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由がある事業者には、税務調査の際に税務職員に対して電子データをプリントアウトしたものを提示・提出できるようにしておくとともに、電子データ自体についてもダウンロードの求めに応じられるようにしておくことでその電子データのまま保存しておけばよいとする新たな猶予措置が講じられています。				
	9	株主総会、取締役会等の議事録は適時・適切に作成し、保存されていますか。				
		<input checked="" type="checkbox"/> 議事録を作成していないものはありますか。				
		解説 的確な会社運営に繋がります。経理水準が向上します。				
	10	税務署などに提出している申告書・届出書等の控えは適切に保存されていますか。				
		<input checked="" type="checkbox"/> 会社控えを確実に保存していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 関与税理士に任せきりにしていませんか。				
	解説 適切にファイリングし、すぐに取り出せるようにしておくとう便利です。経理水準が向上します。					
11	継続的取引に関しても、契約書を作成していますか。					
	<input checked="" type="checkbox"/> 契約条件などを明らかにしていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 紙文書形式により作成した場合は、印紙を貼付していますか。					
	解説 後日の紛争を防止します。経理水準が向上します。					

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄				
		/	/	/	/	
現預金・小切手	12	手許現金と帳簿の残高は一致していますか。				
		<input checked="" type="checkbox"/> 出納帳への記載漏れはありませんか。 解説 内部の不正等を未然に防止します。不明な入出金の解明に繋がります。個人と法人の区分が明らかになります。定期的に(できれば毎日)現金有高と帳簿残高を突き合わせましょう。				
	13	現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込で支払うべき取引が明確な理由もなく、現金、小切手で支払われていることはありませんか。 解説 内部の不正等を未然に防止します。支払方法の基準が定められていれば、なお良いでしょう。					
	14	預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 帳簿への記載漏れはありませんか。 解説 内部の不正等を未然に防止します。不明な入出金の解明に繋がります。					
売掛金・未収金	15	補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。				
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助簿(売掛一覧表)への記載漏れはありませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 請求書の作成漏れはありませんか。 解説 回収予定の資金が把握され、資金繰りの安定に繋がります。回収漏れを未然に防止します。				
	16	残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助簿(売掛一覧表)への記載漏れがありませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 借入金や貸付金等の入金と混同していませんか。 解説 適切な入金管理に繋がります。経理水準が向上します。					
	17	回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 遅延した理由を取引先に確認していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 取引先の経営状況等を把握し、回収が可能であるか検討していますか。 解説 適切な入金管理に繋がります。内部の不正等を未然に防止します。					

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		/	/	/	/
売掛金・未収金	18 入金条件(決済日、決済手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 入金条件の変更は自社が同意したものです。 <input checked="" type="checkbox"/> 入金条件について書面などにより確認していますか。 解説 適切な入金管理に繋がります。内部の不正等を未然に防止します。				
売掛金・未収金	19 決算期末においては、締め後の取引についても、売掛金等に含まれていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 決算日時点で引渡しや役務提供を了している取引について、もれなく売掛金等として認識していますか。 解説 請求書の締日と決算日が違う場合には、締日から決算日までの売上の計上漏れに気を付けましょう。経理水準が向上します。				
棚卸資産	20 実地棚卸は定期的に行われていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 帳簿棚卸との開差が生じていませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> あるべき在庫がなくなっていないですか。 解説 適切な在庫管理に繋がります。内部の不正等を未然に防止します。				
	21 棚卸表の原始記録は廃棄せずに保存されていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 実地棚卸をした際の原始記録は棚卸表とともに保存していますか。 解説 実地棚卸の過程が明らかになり、適切な在庫管理に繋がります。				
棚卸資産	22 陳腐化した在庫については、正常在庫との区分が明らかにされていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 陳腐化した在庫は正常在庫と区分して管理されていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 陳腐化の内容等は明らかにされていますか。 解説 ①税務上の評価損の検討、②在庫削減を適切に行うことができ、適切な在庫管理、ひいてはコスト削減に繋がります。				
棚卸資産	23 決算期末において、預け在庫・預かり在庫の有無・金額を確認する体制になっていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 他社に預けている自社在庫のリストを保存していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 自社が預かっている他社在庫は明確に区分されていますか。 解説 適切な在庫管理に繋がります。内部の不正等を未然に防止します。				

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		/	/	/	/
棚卸資産	24 決算期末において、取引先又は自社に積送中の商品等は明らかにされていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 取引先又は自社に積送中の商品等を適切に把握し、期末在庫に計上すべきか検討しましたか。 解説 社内間の店舗・倉庫へ移動中の在庫等を把握することで適切な在庫管理に繋がります。				
棚卸資産	25 棚卸資産の自社消費等は税務上適切に経理されていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 棚卸資産の自社消費について、漏れなく経理していますか。 (例えば、飲食店における従業員の懇親会への消費は、売上に計上するなどしていますか。) 解説 経理水準が向上します。自社消費などが経済的利益の供与として給与に該当する場合は、源泉徴収の対象となります。				
貯蔵品	26 商品券・印紙・切手等は、受払簿等を作成し、その管理が適正に行われていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 受払簿等により、誰が、何時、何の目的で使用したか明らかにされていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 残数量についても明らかにされ、決算期末においては、貯蔵品として計上していますか。 解説 購入時と使用時に記録をし、定期的に棚卸をすれば、内部の不正等を未然に防止できます。適切な在庫管理に繋がります。				
仮払金・前渡金・前払費用・立替金	27 相手先、金額及び内容を個別に確認していますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 内容等の不明な支出はありませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 内容等から他の科目とすべきものはありませんか。 解説 経理水準が向上します。				
仮払金・前渡金・前払費用・立替金	28 未精算の残高・期間が多額・長期化しているものがないか確認していますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 相手先に多額・長期化している理由を確認し、早期の精算に努めていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 内容等から他の科目(貸付金など)とすべきものはありませんか。 解説 経理水準が向上します。内部の不正等を未然に防止します。実質的に貸付金と見なされる金額があれば、利息計上の検討も必要です。				

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄				
		/	/	/	/	
固定資産	29	<p>固定資産については、付番管理を行うとともに配置場所を把握していますか(配置表は作成していますか。)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 機械装置・備品等、固定資産を付番管理するとともに配置場所を把握していますか(配置表を作成していますか、または台帳等に配置場所を記載していますか。)</p> <p>解説 付番管理・配置表の作成により、現物の確認が一層容易になります。取得価額が少額であっても、全額損金算入した資産や償却が終わった資産も同様の管理が望まれます。</p>				
	30	<p>固定資産の現物と補助簿(減価償却台帳)は定期的に照合していますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 補助簿に計上されていない固定資産はありませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産の現物がどこにあるか明らかになっていますか。</p> <p>解説 減価償却費の適切な計上に繋がります。除却損益の適切な計上に繋がります。内部の不正等を未然に防止します。</p>				
有価証券・出資金・会員権	31	<p>名義は適切に変更されていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 会社所有のものについて、代表者等が変わった場合など、名義が適切に変更されていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 証券会社等が預かるものについて、定期的に送られる取引明細書を確認していますか。</p> <p>解説 名義変更が適切に行われることによって、後日の紛争を防止します。</p>				
貸付金	32	<p>契約書の内容を確認していますか。 役員、グループ法人への貸付金はその理由が明確にされていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 利率、期間等契約条件は適正ですか。 <input checked="" type="checkbox"/> 役員、グループ法人への貸付金について、稟議書・決裁書等により、その理由が明確にされていますか。</p> <p>解説 内部の不正等を未然に防止します。貸付先との後日の紛争を防止します。</p>				
	33	<p>回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 回収が遅延している貸付金について貸付先に督促し、その理由を確認していますか。</p> <p>解説 不良債権化、貸倒れ防止に役立ちます。滞留の理由を記録することにより債権回収に役立ちます。</p>				
	34	<p>受取利息は適正な利率で計上されていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 著しく高い又は低い利率で受取利息が計上されていませんか。 特に役員、グループ法人との金銭消費貸借契約について、著しく高い又は低い利率で受取利息が計上されることがありますが、この場合、寄附金や受贈益であると指摘を受ける可能性があります。</p> <p>解説 内部の不正等を未然に防止します。貸付先との後日の紛争を防止します。</p>				

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		/	/	/	/
貸付金	35	貸付先に対して、定期的に残高確認が実施されていますか。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 書面等により貸付先と相互に残高確認を行っていますか。				
	解説 内部の不正等を未然に防止します。貸付先との後日の紛争を防止します。				

Ⅲ 貸借関係
(負債・資本科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		/	/	/	/
買掛金・未払金・未払費用	36	補助簿(買掛一覧表、仕入先元帳)と請求書の金額は一致していますか。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 仕入先からの請求の内容と補助簿(買掛一覧表、仕入先元帳)を照合していますか。				
	解説 経理水準が向上します。仕入先との後日の紛争を防止します。資金繰りの安定に繋がります。				
	37	残高がマイナスになっている取引先がないか確認しましたか。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助簿等の残高を取引先ごとに確認しましたか。 <input checked="" type="checkbox"/> 過払いになっているものはありますか。				
	解説 取引先との後日の紛争を防止します。資金繰りの安定に繋がります。内部の不正等を未然に防止します。				
	38	支払が滞留しているものはないか確認しましたか。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社の支払条件に基づいて支払われていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 滞留しているものは、その理由が明らかにされていますか。				
	解説 取引先との後日の紛争を防止します。				
	39	支払条件の変化について確認しましたか。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 資金繰りの都合による支払期日の変更や、締日の変更など支払条件の変更について取引先は同意していますか。				
	解説 変更の内容について取引先の同意を得て書面により確認することで、取引先との後日の紛争を防止します。				

Ⅲ 貸借関係
(負債・資本科目)

点検項目チェック表

点検結果記入表

科目等	点検項目	点検欄			
		/	/	/	/
買掛金・未払金・未払費用	40 決算期末においては、締め後の取引についても買掛金等に含めていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 決算期末において、締め後に発生した取引について、もれなく買掛金等として認識していますか。 解説 請求書の締日と決算日が違う場合には、締日から決算日までの仕入の計上漏れに気を付けましょう。経理水準が向上します。				
	41 配当の未払金については、支払が確定した日から1年が経過したのものについて、適正に源泉徴収がされていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 支払が確定した日から1年が経過した未払の配当金はありますか。 <input checked="" type="checkbox"/> これについて源泉徴収していますか。 解説 適正な源泉徴収に繋がり、経理水準が向上します。				
前受金・仮受金・預り金	42 相手先、金額及び内容を個別に確認していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 利率、期間等契約条件は適正ですか。 <input checked="" type="checkbox"/> 役員、グループ法人からの仮受金について、稟議書・決裁書等によりその理由が明確にされていますか。 解説 内部の不正等を未然に防止します。相手先との後日の紛争を防止します。				
	43 未精算の残高・期間が多額・長期化しているものがないか確認していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 仮受金等の残高が多額であったり、期間が長期化しているものがないか確認していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 借入金に該当するものはありませんか。 解説 実質的に借入金に相当する金額がある場合には、原則、適正な利率を基に利息を計算します。経理水準が向上します。内部の不正等を未然に防止します。				
	44 納付が遅延している源泉所得税や社会保険などの預り金はありませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 源泉所得税や社会保険料などについては期限内に納付していますか。 解説 経理水準が向上します。				

Ⅲ 貸借関係
(負債・資本科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		/	/	/	/
借入金	45 契約書の内容を確認していますか。 役員、グループ法人からの借入金はその理由が明確にされていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 利率、期間等契約条件は適正ですか。 <input checked="" type="checkbox"/> 役員、グループ法人からの借入金について、稟議書・決裁書等により借入の理由が明確にされていますか。				
	解説 内部の不正等を未然に防止します。借入先との後日の紛争を防止します。				
借入金	46 金融機関以外からの借入金について、支払利息は適正な利率で計上していますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 著しく高い又は低い利率で支払利息が計上されていませんか。 特に役員、グループ法人との金銭消費貸借契約について、著しく高い又は低い利率で支払利息が計上されることがありますが、この場合、寄附金や受贈益であると指摘を受ける可能性があります。				
	解説 経理水準が向上し、適正な税務申告に繋がります。借入先との後日の紛争を防止します。				
借入金	47 借入先に対して、定期的に残高確認が実施されていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 借入先に対して書面等で残高を通知し、確認を行っていますか。				
	解説 内部の不正等を未然に防止します。借入先との後日の紛争を防止します。				

Ⅳ 損益関係

科目等	点検項目	点検欄			
		/	/	/	/
売上	48 自社の売上計上基準に基づいて計上されていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 出荷基準や引渡基準など自社の売上計上基準は明確にされていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 売上計上基準を変更した場合、その理由は適切ですか。				
	解説 売上計上基準は、その妥当性や継続性が求められます。経理水準が向上します。				

IV 損益関係

科目等	点検項目	点検欄			
		/	/	/	/
売 上	<p>値引き、割引、割戻し等は責任者の承認の下に処理されていますか。</p> <p>49</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 売上に係る値引き等について担当者又は責任者の権限の範囲で適正に処理されていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者である場合、値引等について、適格返還請求書を交付していますか。</p> <p>解説 内部の不正等を未然に防止します。割戻しについては、稟議書、決裁書等があれば、なお良いでしょう。売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、適格返還請求書の交付は不要です。適格返還請求書については、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して1枚の請求書で交付することも可能です。この場合、継続適用を条件に、前月の値引き等を当月の売上げから差し引いた金額のみを記載することも可能です。</p>				
	<p>相殺がある場合には、相殺前の金額で売上に計上していますか。</p> <p>50</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 相殺された取引については、差引き計上ではなく、売上と仕入で相互に計上されていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者である場合、適格請求書に相殺前の金額を記載していますか。</p> <p>解説 自社の売上高を適切に把握できます。消費税の計算誤りを防止するなど、経理水準が向上します。相殺された仕入について仕入税額控除の適用を受ける場合は、その仕入に係る適格請求書の保存が必要となります。なお、基準期間における課税売上高が1億円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存でも、仕入税額控除が認められます。</p>				
売上原価・製造原価・工事原価	<p>自社の仕入計上基準に基づいて計上されていますか。</p> <p>51</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受領基準や検収基準など自社の仕入計上基準は明確にされていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 仕入計上基準を変更した場合、その理由は適切ですか。</p> <p>解説 仕入計上基準は、その妥当性や継続性が求められます。経理水準が向上します。</p>				
	<p>自社の固定資産に計上すべきものについて適切に区分しましたか。</p> <p>52</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 売上原価等の中に固定資産に該当するものは含まれていませんか。</p> <p>解説 経理水準が向上します。売上原価等の中に自社の固定資産があれば、その部分は固定資産に計上します。</p>				
	<p>自社専属の外注先と従業員との区分が明確にされていますか。</p> <p>53</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 外注であっても、実質的に給与の支払いと判断されることがあります。請負契約の締結、就業形態、責任の分担などを確認しましょう。 <input checked="" type="checkbox"/> 実質的に給与とされる場合、源泉徴収をしていますか。</p> <p>解説 消費税の適正申告、適正な源泉徴収に繋がり、経理水準が向上します。</p>				

IV 損益関係

科目等	点検項目	点検欄			
		/	/	/	/
売上原価・製造原価・工事原価	<p>54 値引き、割引、割戻し等は適切に処理されていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 仕入に係る値引き等について責任者が把握し、その処理が適正に行われていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 課税事業者の場合、適格返還請求書の交付を受けていますか。</p> <p>解説 経理水準が向上します。内部の不正等を未然に防止します。売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、適格返還請求書の交付は不要とされています。適格返還請求書については、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して1枚の請求書で交付される場合もあります。この場合、前月の値引き等を当月の売上げから差し引いた金額のみが記載されていることもあります。</p>				
	<p>55 株主総会の決議等に基づいて、適切な時期に支給されていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 議事録で取締役報酬総額、監査役報酬総額の定めがありますか。 <input checked="" type="checkbox"/> また、各人ごとの取締役報酬、監査役報酬を定めていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前確定届出給与に関する届出書を提出している場合、届出の内容通りに支給していますか。</p> <p>解説 経理水準が向上します。</p>				
給料・賞与	<p>56 労働者台帳(名簿)は適正に作成されていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 氏名、生年月日、性別、住所、業務内容、採用年月日などが記載されていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての労働者(日雇労働者を除きます。)について作成されていますか。</p> <p>解説 適切な人員管理に繋がります。不測の緊急事態の際に有効に活用できます。</p>				
	<p>57 扶養控除等申告書等は期限までに提出を受け、適切に保存されていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その年の最初の給与支払日の前日(中途採用の場合は、採用後最初の給与支払日の前日)までに提出を受けていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 提出を受けていない場合、源泉所得税は乙欄を適用して徴収していますか。</p> <p>解説 適正な源泉徴収、年末調整に繋がります。経理水準が向上します。</p>				
	<p>58 出勤簿、タイムカードは適切に作成・保管されていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 作成されていない従業員等はいませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 役員についても出勤実績が明らかになっていますか。</p> <p>解説 勤務時間を適切に管理できるとともに、勤務実態を明らかにすることができます。</p>				

IV 損益関係

科目等	点検項目	点検欄			
		/	/	/	/
福利厚生費	59 食事の支給や借上げ社宅など所得税の源泉徴収が必要となる支出について確認しましたか。 <input checked="" type="checkbox"/> 経済的利益の供与(いわゆる現物給与)とされるものがないか確認していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 現物給与がある場合、源泉徴収の対象としていますか。 解説 適正な源泉徴収に繋がり、経理水準が向上します。支出の相手先の適正申告に繋がります。				
	60 出張旅費、宿泊費、日当等について、実費精算又は出張旅費規程に基づき支出していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡し切りのものはありませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 未精算になっているものは個人別に管理されていますか。 解説 出張旅費規程がなく、一定額を支給の場合、給与として扱われ源泉徴収の対象となる場合があります。なお、通常必要と認められる出張旅費等に係る消費税の仕入税額控除については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で認められます。				
交際費	61 参加人員、相手先、支出内容が明らかにされていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 得意先、仕入先、その他事業に関係のある者等に対する接待等の費用ですか。 <input checked="" type="checkbox"/> 交際費に該当しない飲食費等は含まれていませんか。 解説 経理水準が向上します。経費の適切な支出に繋がります。				
	62 長期間にわたり精算をせず、渡し切りとなっているものがないか確認しましたか。 <input checked="" type="checkbox"/> 仮払いしたものについては、精算表等を作成していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 精算されていないものは、個人別に管理されていますか。 解説 渡切交際費は、源泉徴収の対象となります。経理水準が向上します。経費の適切な支出に繋がります。				
賃借料	63 契約書により、契約者、支払内容、金額、期間を確認していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 物件毎に一覧表を作成し、契約書の内容(契約者、支払内容、金額、期間など)を確認していますか。 解説 経理水準が向上します。経費の適切な支出に繋がります。				
	64 賃借物件の使用目的は明確にされていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所、住宅などの使用状況を確認しましたか。 解説 消費税の課税区分が明らかになるなど、経理水準が向上します。経費の適切な支出に繋がります。				

IV 損益関係

科目等	点検項目	点検欄				
		/	/	/	/	
賃借料	65	<p>敷金・権利金等について、資産性(前払費用)の有無を確認しましたか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 敷金など、返還されるものは含まれていませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 返還されない保証金は、長期前払費用にしていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 前払家賃等は含まれていませんか。</p> <p>解説 経理水準が向上します。経費の適切な支出に繋がります。</p>				
	66	<p>支払保険料について、資産性(保険積立金)の有無を確認しましたか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 契約書などにより、保険積立金として資産計上すべき支払金額がないか確認していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者、契約者など保険契約の内容を契約書等で確認していますか。</p> <p>解説 経理水準が向上します。</p>				
保険料	67	<p>決算期末における保険積立金の残高等を確認していますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 保険会社からの割戻金通知書や配当積立金通知書等を確認しましたか。</p> <p>解説 保険会社からの配当金を適切に計上することで、経理水準が向上します。</p>				
	68	<p>支出の相手方が不明なものについては、その内容を確認しましたか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 領収書等によって支出の相手方が確認できない場合には、担当者などに内容を確認し、記録に留めていますか。</p> <p>解説 内部の不正等を未然に防止します。経費の適切な支出に繋がります。消費税の仕入税額控除の対象とするためには、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等を保存する必要があります。なお、基準期間における課税売上高が1億円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存でも、仕入税額控除が認められます。</p>				
経費全般	69	<p>領収書の宛名は法人名(自社)となっていますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 宛名が自社名以外(個人名・得意先・空白・上様など)になっている領収書はありませんか。</p> <p>解説 内部の不正等を未然に防止します。経費の適切な支出に繋がります。消費税の仕入税額控除の対象とするためには、交付を受ける事業者の名称を含む必要な事項が記載された適格請求書等を保存する必要があります(飲食店等が交付することができる適格簡易請求書には、交付を受ける事業者の名称等は不要です。)。なお、基準期間における課税売上高が1億円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存でも、仕入税額控除が認められます。</p>				

IV 損益関係

科目等	点検項目	点検欄				
		/	/	/	/	
経費全般	70	特に飲食等を伴う支出については、①個人的に負担すべきもの、②交際費に該当するものがないか確認しましたか。				
		<input checked="" type="checkbox"/> 相手先、支払内容、参加人員を確認しましたか。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人的に負担すべき費用は含まれていませんか。				
		解説 内部の不正等を未然に防止します。経費の適切な支出に繋がります。				
経費全般	71	固定資産の付随費用及び修繕費については、その内容の分かる資料は保存されていますか。				
		<input checked="" type="checkbox"/> 固定資産の修理・改良等のための支出や取得の際の付随費用の有無を確認できるようになっていますか。				
		解説 適切な資産計上を行うことにより、経理水準が向上します。				
経費全般	72	前払費用となるものについて適切に区分しましたか。				
		<input checked="" type="checkbox"/> 1年以内に費用化されるものと長期に及ぶものを区分していますか。				
		解説 経理水準が向上します。 なお、法人税法上の短期前払費用として処理する金額については損金処理することができ、また消費税の仕入税額控除が認められます。				
経費全般	73	支出の効果が一年以上に及ぶもの(繰延資産)がないか確認しましたか。				
		<input checked="" type="checkbox"/> 経費のうち、支出の効果が一年以上に及ぶもの(新技術採用のために特別に支出した費用、建物賃借に係る権利金など)がないか確認しましたか。				
		解説 繰延資産を漏れなく把握することで、経理水準が向上します。				
雑収入・雑損失	74	スクラップ、副産物等を売却した内容の分かる書類は保存されていますか。				
		<input checked="" type="checkbox"/> 売却日や売却金額は明らかにされていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 収入に計上せず、そのまま従業員の福利厚生等に使用させていませんか。 <input checked="" type="checkbox"/> 決算期末において、貯蔵品として計上すべきスクラップ等はありませんか。				
		解説 経理水準が向上します。従業員の福利厚生等として使用する場合は、収入に計上してから使用するとよいでしょう。 内部の不正等を未然に防止することができます。				
雑収入・雑損失	75	固定資産を売却又は廃棄処分した内容の分かる書類は保存されていますか。				
		<input checked="" type="checkbox"/> 売却または廃棄した物や日付などが分かる書類を保存していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産台帳に適切に記載しましたか。				
		解説 経理水準が向上します。下取り費用の有無を確認しておくとなおよいでしょう。				

IV 損益関係

科目等	点検項目	点検欄			
		/	/	/	/
雑収入・雑損失	76 期末に保有している外貨建の債権債務については、残高証明など内容の分かる書類は保存されていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 外国通貨で支払いが行われる債権債務について、その内容の分かる書類は保存されていますか。 為替差損(益)が発生する場合があります。 自社の換算方法(発生時換算法か期末時換算法か)、為替レート(TTS、TTM、TTBのいずれか)及び先物為替予約がないか等を把握しておくといでしょう。				

V その他

科目等	点検項目	点検欄			
		/	/	/	/
消費税・印紙税	77 課税売上げ、非課税売上げ、不課税取引、免税売上げの区分は明らかにされていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的に課税区分を確認していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税売上と不課税売上の区分があいまいではありませんか。 解説 消費税に関する経理水準が向上します。				
	78 課税仕入れ、非課税仕入れ、不課税取引に区分されていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的に課税区分を確認していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 課税仕入れについては、入手した適格請求書の記載内容に基づいて、適切に処理されていますか。 解説 消費税に関する経理水準が向上します。				
	79 交付した又は交付を受けた適格請求書等を基に、税率ごとに区分して帳簿に記載されていますか。				
	<input checked="" type="checkbox"/> 適格請求書等(売上げの場合は控)に基づき、税率が異なるごとに分けて帳簿等に記帳していますか。 解説 消費税に関する経理水準が向上します。会議費や交際費として飲食料品を購入する場合も対応が必要です。交付を受けた適格請求書等に記載された税率や消費税額等に誤りがあった場合、取引先に修正した適格請求書等の交付を求める必要があります。				

V その他

科目等	点検項目	点検欄			
		/	/	/	/
消費税・印紙税	<p>必要な事項が記載された適格請求書(売上げの場合は控)が保存されていますか。</p>				
	<p>80 <input checked="" type="checkbox"/> 仕入税額控除の適用を受ける全ての取引について、適格請求書が保存されていますか。また、交付した全ての適格請求書の写しが保存されていますか。</p>				
	<p>解説 消費税に関する経理水準が向上します。適格請求書の保存は仕入税額控除の要件とされています(基準期間における課税売上高が1億円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存でも、仕入税額控除が認められます。)。また、交付した適格請求書はその写しを保存する必要があります。</p>				
	<p>81 取引相手は適格請求書発行事業者として登録されていますか。</p>				
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 初回取引時のほか、定期的に確認していますか。</p>				
	<p>解説 適格請求書発行事業者公表サイトにおいて、請求書等に記載されている「登録番号」が取引時点において有効なものか、随時確認が可能です。</p>				
	<p>82 固定資産を売却している場合には、売却価額のわかる書類が保存されていますか。</p>				
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 帳簿価額との差額で計上せず、売却価額の総額で会計処理していますか。</p>				
	<p>解説 課税売上高は売却価額の総額です。課税売上高が適切に計算され、消費税に関する経理水準が向上します。</p>				
	<p>83 契約書には、印紙が適正に貼付等されていますか。</p>				
<p><input checked="" type="checkbox"/> 紙文書形式により契約書を作成した場合、「印紙税の手引き」等で課税文書に該当するか確認していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 課税文書に該当する場合、必要な金額の印紙を貼付していますか。</p>					
<p>解説 適正な印紙税の納付に繋がります。</p>					
<p>84 領収書・レシートを紙媒体で発行する場合に、適切に印紙を貼付等していますか。</p>					
<p><input checked="" type="checkbox"/> 5万円以上の領収書等には印紙を貼付していますか。</p>					
<p>解説 適正な印紙税の納付に繋がります。</p>					

点検結果記入表

(月 日点検分)

点検担当者	
-------	--

点検項目子エック表

点検結果記入表

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針